## 設計及び工事計画認可申請書

(大飯発電所第3号機の変更の工事)

関 原 発 第356号 2020年10月20日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 執行役社長 森本孝

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の規定により別紙のとおり設計及び工事の計画の認可を受けたいので申請します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、 商業機密あるいは防護上の観点 から公開できません。

# 大飯発電所第3号機

設計及び工事計画認可申請書

本文及び添付書類

関西電力株式会社

### 目 次

		貞
Ι.	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	03- I -1
ΙΙ.	工事計画	03-Ⅱ-1
Ш.	工事工程表	03-Ⅲ-1
IV.	設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	03-IV-1
V .	変更の理由	03-V-1
VI.	添付書類	03-VI-i

#### I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

#### Ⅱ. 工事計画

#### 発電用原子炉施設

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 大飯発電所

所在地 福井県大飯郡おおい町大島

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力 4,710,000 kW

第1号機 1,175,000 kW

第2号機 1,175,000 kW

第3号機 1,180,000 kW (今回申請分)

第4号機 1,180,000 kW

周波数 60 Hz

#### 【申請範囲】 (変更の工事に該当するものに限る)

原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るものを除く。)

- 4 一次冷却材の循環設備
- (7) 主配管
  - ・主配管
- 11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格
  - (1) 基本設計方針
  - (2) 適用基準及び適用規格
- 12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。) に係る工事の方法

#### 原子炉冷却系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあっては、次の事項

- 4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

	変 更 前										更後			
		最高使用	最高使用							最高使用	最高使用			
	名 称	圧 力	温 度	外 径	厚さ	材 料		名	称	圧 ナ	」温 度	外 径	厚さ	材 料
		(MPa)	(℃)	(mm)	(mm)					(MPa)	(℃)	(mm)	(mm)	
一次冷却材の循環設備	ループ低温側 1 次冷却材管 分岐点 及び 弁3V-CS-171 ~ 加圧器	17. 16	343	(注1) 60. 5 (注1) 114. 3 (注1) 114. 3	8.7 (注1,2) 13.5 (注1)	SUS316TP	一次冷却材の循環設備		変更なし	変更なし	変更なし	同左	変更なし 同左 変更なし	同左

		変	更 前						変	更後			
		最高使用	最高使用						最高使用	最高使用			
	名 称	圧 力	温度	外 径	厚き	材 料	名	称	圧 力	温度	外 径	厚 さ	材料
		(MPa)	(℃)	(mm)	(mm)				(MPa)	(℃)	(mm)	(mm)	
一次冷却材の循環設備	ループ低温側 1 次冷却材管 分岐点 及び 弁3V-CS-171 ~ 加圧器	17. 16	343	(注1) 114. 3 114. 3 114. 3 (注1) 60. 5 60. 5	13. 5 13. 5 13. 5	SUS316TP	一次冷却材の循環設備			変更なし			

(注1) 公称值

(注2) エルボについては管と同等以上の厚さのものを選定する。

#### 原子炉冷却系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあっては、次の事項

- 11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- (1) 基本設計方針

本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の申請範囲に係る部分に限る。 なお、第1章における2.1.1表、2.1.2表については、令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可され た工事計画による。

変更前	変更後
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省	
令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基	変更なし
準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基	
準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目
2. 自然現象	2. 自然現象
2. 1 地震による損傷の防止	2. 1 地震による損傷の防止
2.1.1 耐震設計	2. 1. 1 耐震設計
(1) 耐震設計の基本方針	
耐震設計は、以下の項目に従って行う。	
a. 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安	
全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に	
大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当	変更なし
該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震(設置(変	
更) 許可(平成29年5月24日)を受けた基準地震動Ss(以下「基	
準地震動 Ss」という。)) による加速度によって作用する地震力に	
対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。重大	

変更前	変更後
事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設	
重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事	
故等対処施設を除く。)は、基準地震動 Ss による地震力に対して、	
重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがな	
い設計とする。	
b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能	
の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の	
崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線によ	
,	
る公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した。	
た場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応	
じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度	*** b. 1
分類」という。) し、それぞれに応じた地震力に「分耐えられる設	変更なし
計とする。	
重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事	
故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設	
耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常	
設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置	
される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)、常	
設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大	
事故等対処施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類す	
る。	
重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以	
外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特	

変更前	変更後
	<b>发</b>
定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事件は対処では、	
準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地	
震力に十分耐えられる設計とする。	
本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施	
設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 Ss	
による地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施	
設に該当する施設は本申請の対象外である。	
c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木	
構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。	
また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系	
の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求め	
られる土木構造物をいう。	変更なし
d. Sクラスの施設(f. に記載のものを除く。)は、基準地震動 Ss	
による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建	
物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時	
の変形)に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対	
し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、	
その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生	
じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延	
性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を	
<b>及ぼさない設計とする。動的機器等については、基準地震動による</b>	
地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とす	

変更前 変更後 る。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の 構造、動作原埋等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能 維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを 確認する。 また、設置(変更)許可(平成29年5月24日)を受けた弾性設 計用地震動 Sd (以下「弾性設計用地震動 Sd」という。) による地震 力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して概ね弾性 状態にとどまる範囲で耐える設計とする。建物・構築物について は、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められ る規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系 については、応答が全体的に概ね弾性状態にとどまる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設 置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 変更なし は、基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故等に対処する ために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。建物・構 築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変 形)に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥 当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その 施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる 場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限 界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼ さない設計とする。動的機器等については、基準地震動による地震 力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。こ

のうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、

変更前	変更後
動作原理等を考慮した評価を行う、又は既往の研究等で機能維持	
の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認	
する。	
e. Sクラスの施設(ſ. に記載のものを除く。)について、静的地	
震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで	
作用するものとする。	
Sクラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重	
大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基	
準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd による地震力は、水平2方	
向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとす	
る。	
	変更なし
f. 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	
設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構	
築物は、基準地震動 Ss による地震力に対して、構造全体として変	
形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するととも	
に、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計	
とする。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	
置される重大事故等対処施設の土木構造物、津波防護施設、浸水防	
止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が	
設置された建物・構築物は、基準地震動 Ss による地震力に対して、	
重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがな	

変更前	変更後
い設計とする。	
g. Bクラスの施設は、静的地震力に対して、概ね弾性状態にとどま	
る範囲で耐える設計とする。	
また、共振のおそれがある施設については、その影響についての	
検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動	
Sd に 2 分の 1 を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、	
水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するも	
のとする。	
Cクラスの施設は、静的地震力に対して、概ね弾性状態にとどま	
る範囲で耐える設計とする。	
常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が	
設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有	変更なし
する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適	
用される地震力に対して、概ね弾性状態にとどまる範囲で耐える	
設計とする。	
h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大	
事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発	
電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によって、それ	
ぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を	
損なわない設計とする。	
i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩	

<del>***</del> *********************************	
変更前	変更後
壊等の影響を受けないように「5.1.5 環境条件等」に基づく	
設計とする。	
j. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対	
策所」に示す。	
k. 炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、	
以下の設計とする。	
弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいずれか大	
きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的に	
おおむね弾性状態に留まる設計とする。	
基準地震動 Ss による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの	
機能に影響を及ぼさない設計とする。	変更なし
(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類	
a. 耐震重要度分類	
設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	
(a) Sクラスの施設	
地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、	
炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内	
蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により	
放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機	
能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆	
への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要	

変更前	変更後
な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って	
発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために	
必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を	
含む。	
・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	
・使用済燃料を貯蔵するための施設	
・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施	
設及び原子炉の停止状態を維持するための施設	
・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	
・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去す	
るための施設	
・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射	変更なし
性物質の放散を直接防ぐための施設	
・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制す	
るための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための	
施設」以外の施設	
・津波防護施設及び浸水防止設備	
• 津波監視設備	
(b) Bクラスの施設	
安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラ	
スの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。	
・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を	

変更前	変更後
内蔵しているか又は内蔵し得る施設	
・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ないか又は	
貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実	
用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年通商産業	
省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」	
外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)	
・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損によ	
り、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある	
施設	
・使用済燃料を冷却するための施設	
・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するた	
めの施設で、Sクラスに属さない施設	
	変更なし
(c) Cクラスの施設	
Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業	
施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。	
上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。同表には当該	
施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震	
動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併	
記する。	
b. 重大事故等対処施設の設備の分類	
重大事故等対処施設の設備を以下のとおり分類する。	

変更前	
(a) 常設重大事故防止設備	
重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が	
発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用	
済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合におい	
て、その喪失した機能(重大事故に至るおそれがある事故に対処する	
ために必要な機能に限る。)を代替することにより重大事故の発生を	
防止する機能を有する設備であって常設のもの	
イ.常設耐震重要重大事故防止設備	
常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準	
事故対処設備が有する機能を代替するもの	
ロ、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	変更なし
常設重大事故防止設備であって、イ.以外のもの	
(b) 常設重大事故緩和設備	
重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当	
該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を	
有する設備であって常設のもの	
(c) 可搬型重大事故等対処設備	
重大事故等対処設備であって可搬型のもの	
重大事故等対処施設のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類	

変更前	変更後
について、第2.1.2表に示す。	
(3) 地震力の算定方法	
耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。	
a. 静的地震力	
設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設(津波	
防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は	
津波監視設備が設置された建物・構築物を除く。)、Bクラス及びCク	
ラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて	
次の地震層せん断力係数Ci及び震度に基づき算定するものとする。	
重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備	
以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、	
代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分	変更なし
類のクラスに適用される静的地震力を適用する。	
(a) 建物・構築物	
水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重	
要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算	
定するものとする。	
Sクラス 3.0	
Bクラス 1.5	
Cクラス 1.0	
ここで、地震層せん断力係数 C <sub>i</sub> は、標準せん断力係数 C <sub>o</sub> を 0.2 以	
上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めら	

変更前	変更後	
れる値とする。		
また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C;		
に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス		
及びCクラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 Co		
は1.0以上とする。		
Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不		
利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3以		
上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、		
高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。		
ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格	変更なし	
及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。		
(b)機器・配管系		
静的地震力は、上記 (a) に示す地震層せん断力係数 C; に施設の		
耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該		
水平震度及び上記 (a) の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度		
より求めるものとする。		
Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不		
利な方向の組合せで作用するものとする。		
ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。		
上記(a)及び(b)の標準せん断力係数Co等の割増し係数の適		

変更前	変更後
用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等	
の耐震基準との関係を考慮して設定する。	
b. 動的地震力	
設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋	
外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるも	
のに適用する。Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津	
波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建	
物・構築物を除く。)については、基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震	
動 Sd から定める入力地震動を適用する。	
Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性	
設計用地震動 Sd から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたもの	
による地震力を適用する。	変更なし
屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設	
備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物	
については、基準地震動 Ss による地震力を適用する。	
重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備	
又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に、基	
準地震動 Ss による地震力を適用する。	
常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設	
置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替	
する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBク	
ラスの施設に適用する地震力を適用する。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置	

変更前	変更後
される重大事故等対処施設の土木構造物、津波防護施設、浸水防止設	
備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置さ	
れた建物・構築物については、基準地震動 Ss による地震力を適用す	
る。	
重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用	
できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、	
要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、	
当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析又は加振	
試験等を実施する。	
動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料物性のばらつき	
による変動幅を適切に考慮する。	
動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ	
て算定する。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについ	変更なし
ては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計	
算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可	
能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価	
する。	
(a)入力地震動	
解放基盤表面は、S波速度が約 2.2km/s 以上となっている E.L.+0m	
としている。	
建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面	
で定義される基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd を基に、対象	
建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元	

変更前 変更後 有限要素法又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位 置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、 地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構 築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するととも に、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要 に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知 見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 また、設計基準対象施設における耐震Bクラスの建物・構築物及び 重大事故等対処施設における耐震Bクラスの施設の機能を代替する 常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構 築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、 弾性設計用地震動 Sd を 1/2 倍したものを用いる。 変更なし (b) 地震応答解析 イ 動的解析法 (イ) 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の 適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとと もに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、 原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、 線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。ま た、3次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれ らの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換し

変更前 変更後 た解析モデルを設定する。 動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものと し、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤 の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、 原則として、弾性波試験によるものを用いる。 地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸 散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超え る場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に 応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地 震応答解析を行う。 また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重 変更なし 大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等 対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的 解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程 度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬し た復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含め て材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、ばらつきに よる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討 し、地盤物性等のばらつきを適切に考慮した動的解析により設計用 地震力を設定する。 原子炉格納施設及び緊急時対策所施設については、3次元有限要

変更前	変更後
素法等から、建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影	
響を評価する。	
動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測	
記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行	
う。	
屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設	
重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の	
動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応	
答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有	
無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行	
う。	
地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み	
合わせて算定する。	変更なし
(ロ)機器・配管系	
動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の	
適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとと	
もに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、	
適切な規格・基準又は試験等の結果に基づき設定する。	
機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な	
振動モードを適切に表現できるよう1質点系、多質点系モデル等に	
置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は	
時刻歴応答解析法により応答を求める。また、時刻歴応答解析法及び	
スペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを	

変更前 変更後 適切に考慮する。配管系については、熱的条件及び口径から高温配管 又は低温配管に分類し、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設 計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答 解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴 応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬 する観点又は、既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観 点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ 時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動 特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できる モデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に 組み合わせるものとする。 剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍 変更なし の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算 定する。 c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格 及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するととも に、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地 震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定について は、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当 性を検討する。 また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの

変更前	変更後
減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性	
を考慮して適切に設定する。	
(4) 荷重の組合せと許容限界	
耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。	
a. 耐震設計上考慮する状態	
地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。	
(a) 建物・構築物	
設計基準対象施設については以下のイ~ハの状態、重大事故等対	
処施設については以下のイ~ニの状態を考慮する。	
イ. 運転時の状態	変更なし
発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれ	
ている状態。	
ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含	
むものとする。	
ロ. 設計基準事故時の状態	
発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。	
ハ. 設計用自然条件	
設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風荷重)。	

変更前	変更後
ニ. 重大事故等時の状態	73.74
発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大	
事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	
(b)機器・配管系	
設計基準対象施設については以下のイ~ニの状態、重大事故等対	
処施設については以下のイ~ホの状態を考慮する。	
イ. 通常運転時の状態	
原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替え等が計画	
的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内	
にある運転状態。	
	変更なし
ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態	
通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその	
誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生す	
ると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状	
態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい場像が供ばるわるわずまるよのは人で欠る部割し相写すがまます。	
い損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象 が発生した状態。	
が光生した水原。	
ハ.設計基準事故時の状態	
発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であっ	
て、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射	

変更前	変更後
性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事	
象が発生した状態。	
   二. 設計用自然条件	
設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪荷重、風荷	
重、津波荷重)。	
ホ. 重大事故等時の状態	
   発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大	
事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	
b. 荷重の種類	
(a)建物・構築物	変更なし
設計基準対象施設については以下のイ~ニの荷重、重大事故等対	
処施設については以下のイ~ホの荷重とする。	
   イ. 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、	
   すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件によ	
る荷重。	
p (実に味の仏能で特別) / 佐田十7 芸香	
ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重。	
   ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。	
- gardini i aya a za yana a nagat - 1171a 7 ay 19 a	

変更前	変更後
二. 地震力、積雪荷重、風荷重。	
ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。	
ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の 状態での荷重には、機器・配管系から施設に作用する荷重が含まれる ものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロ ッシング等による荷重が含まれるものとする。	
(b)機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ〜ニの荷重、重大事故等対 処施設については以下のイ〜ホの荷重とする。	<b>在</b> 无人。
イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重。	変更なし
ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重。	
ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。	
二. 地震力、積雪荷重、風荷重、津波荷重。	
ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。	
c. 荷重の組合せ	

変更前	変更後
地震と組み合わせる荷重については「2.3 外部からの衝撃によ	
る損傷の防止」で設定している風、積雪及び基準地震動 Ss の検討用	
地震の震源を波源とする津波による荷重を考慮し、以下のとおり設	
定する。	
(a) 建物・構築物 ((c) に記載のものを除く。)	
イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は	
常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・	
構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施	
設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	
   ロ.Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び	
設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作	変更なし
用が続く荷重と弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力	
とを組み合わせる。* <sup>1、*2</sup>	
   ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	
置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用	
している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で	
施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれ	
のある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。	
重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方	
<b>及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそ</b>	
れのない事象による荷重として扱う。	

変更前	変更後
ニ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	
置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用	
している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で	
施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれ	
のない事象は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超	
過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動 Ss 又は弾性設	
計用地震動 Sd による地震力) と組み合わせる。この組合せについ	
ては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の積等	
を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間に	
ついては対策の成立性も考慮した上で設定する。以上を踏まえ、重	
大事故等の状態で施設に作用する荷重と地震力(基準地震動 Ss 又	
は弾性設計用地震動 Sd による地震力) との組合せについては、以	変更なし
下を基本設計とする。原子炉格納容器バウンダリを構成する施設	
(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその	
他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長	
時間継続する事象による荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震	
力とを組み合わせる。さらに、その他の施設については、いったん	
事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と、基準地震	
動 Ss による地震力とを組み合わせる。	
ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事	
故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等	
対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運	

変更前	変更後
転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力	
を組み合わせる。	
※1 Sクラスの建物・構築物の設計基準事故時の状態で施設に作	
用する荷重については、b. 機器・配管系の考え方に沿った下記の	
2 つの考え方に基づき検討した結果として後者を踏まえ、施設に	
作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地	
震動 Sd による地震力又は静的地震力とを組み合わせることとし	
ている。この考え方は、JEAG-4601 における建物・構築物の荷重	
の組合せの記載とも整合している。	
・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震	
によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作	
用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、	
適切な地震力と組み合わせて考慮する。	変更なし
・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震	
によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いっ	
たん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、	
その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の	
関係を踏まえ、適切な地震力と組み合せる。	
※2 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常	
時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 Sd によ	
る地震力とを組み合わせる。	
(b)機器・配管系 ((c) に記載のものを除く。)	
イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は	

変更前	変更後
常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・	λΛ.N
配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地	
震力とを組み合わせる。	
ロ.Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時	
の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こさ	
れるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故	
事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わ	
せて考慮する。	
. 类型对唇毛亚毛上支机压力 1.类型系上支机领布型 (# )*=0.	
ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置されて重大事故符せ畑佐部の機界 配答系 スペンズは 選続時の	
置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の 異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等	変更なし
時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こさ	変史なし
れるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを	
組み合わせる。	
重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方	
及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそ	
れのない事象による荷重として扱う。	
ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時	
の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こさ	
れるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、	
長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続	

変更前 変更後 時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み 合わせる。※3 ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設 置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の 異常な渦渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等 の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされる おそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時 間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合 わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及 び地震動の超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設 定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設 定する。以上を踏まえ、重大事故等の状態で施設に作用する荷重と 変更なし 地震力との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却 材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発 生した場合、長時間継続する事象による荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震力を組み合わせる。また、原子炉格納容器バウンダ リを構成する設備 (原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて 評価を行うその他の施設を含む。) については、いったん事故が発 生した場合、長時間継続する事象による荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震力を組み合わせる。なお、その際に用いる荷重の継 続時間に係る復旧等の対応について、保安規定に定める。保安規定 に定める対応としては、故障が想定される機器に対してあらかじ め確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、及び、あらかじ

変更前	変更後
め確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手順を整	
備するとともに、社内外から支援を受けられる体制を整備する。さ	
らに、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長	
時間継続する事象による荷重と、基準地震動 Ss による地震力を組	
み合わせる。	
へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。 ※3 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、CCV 規格を踏まえ、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 Sd による地震力とを組み合わせる。	変更なし
(c)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止 設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物 イ. 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された 建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態 で施設に作用する荷重と基準地震動 Ss による地震力とを組み合わ せる。	
ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷 重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動 Ss によ	

変更前	変更後
る地震力を組み合わせる。	
上記(c) イ及び口については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 Ss による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。	
(d)荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切 に組み合わせて算定するものとする。	
d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限 界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試 験等で妥当性が確認されている値を用いる。	変更なし
(a)建物・構築物((c)に記載のものを除く。)  イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 (イ)弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界  建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	

* T. V.	<b>大王</b> ()
変更前	変更後
ただし、1次冷却材喪失事故時等に作用する荷重との組合せ(原	
子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。)	
に対しては、下記イ(ロ)に示す許容限界を適用する。	
(ロ) 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界	
構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分	
な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることと	
する。	
また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次拡	
大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限	
界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものと	
する。	
	変更なし
ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事	55.2 %
故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等	
対処施設の建物・構築物(へ及びトに記載のものを除く。)	
対処胞故の建物・情染物 (**)及の下に記載のものを除く。)	
上記イ(イ)による許容応力度を許容限界とする。	
ハ、耐震重要度の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処	
施設を支持する建物・構築物(へ及びトに記載のものを除く。)	
上記イ(ロ)を適用するほか、耐震重要度の異なる施設又は設備分	
類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変	
類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変	

	-t
変更前	変更後
形等に対してその支持機能が損なわれないものとする。当該施設を	
支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の	
地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。	
ニ. 建物・構築物の保有水平耐力(へ及びトに記載のものを除く。)	
建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要	
保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代	
替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類	
に応じた安全余裕を有しているものとする。	
ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施	
設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を	
有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスと	
する。	変更なし
   ホ. 気密性、止水性、遮蔽性を考慮する施設	
構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性が必要な建物・	
構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定	
するものとする。	
<ul><li>□ へ.屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常</li></ul>	
設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造	
物	
(イ)静的地震力との組合せに対する許容限界	
安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容	

変更前	変更後
限界とする。	
(ロ) 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、構造部材のせん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。	
ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の 常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構 造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容 限界とする。	変更なし
(b)機器・配管系((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せ に対する許容限界	
応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとする。 ただし、1次冷却材喪失事故時等に作用する荷重との組合せ(原子 炉格納容器バウンダリ、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重	

変更前	変更後	
との組合せを除く。) に対しては、イ(ロ) に示す許容限界を適用す		
る。		
(ロ) 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界		
塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに		
とどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求さ		
れる機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限とする値		
を許容限界とする。		
また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求され		
る機器については、基準地震動 Ss による応答に対して試験等によ		
り確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。		
ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設	変更なし	
置される重大事故等対処施設の機器・配管系		
イ(ロ)に示す許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器バ		
ウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地		
震動 Sd と設計基準事故の状態における長期的荷重との組合せに対		
する許容限界は、イ(イ)に示す許容限界を適用する。		
ハ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事		
故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等		
対処施設の機器・配管系		
応答が全体的に概ね弾性状態にとどまるものとする。		

変更前	変更後
二. 燃料集合体	
地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の1次冷却材流路	
を確保できること及び過大な変形や破損により制御棒の挿入が阻	
害されないものとする。	
ホ. 燃料被覆材	
炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能について	
は、以下のとおりとする。	
通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの	
荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいず	
れか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内	
の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものと	
する。	変更なし
通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの	
荷重と基準地震動Ssによる地震力を組み合わせた荷重条件により	
塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留	
まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込め	
の機能に影響を及ぼさないものとする。	
(c)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止	
設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物	
津波防護施設及び浸水防止設備並びに浸水防止設備又は津波監視	
設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築	
物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性につい	

変更前	変更後
て十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防	
護機能及び浸水防止機能)が保持できるものとする。津波監視設備に	
ついては、その施設に要求される機能 (津波監視機能) が保持できる	
ものとする。	
(5) 設計における留意事項	
耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事	
故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラス施	
設」という。) は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全	
機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計	
とする。波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動	
又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に	
当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定す	変更なし
る。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が	
同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定	
し評価する。この設計における評価に当たっては、敷地全体を俯瞰し	
た調査・検討等を行う。	
ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にあ	
る施設(資機材等含む。)をいう。	
波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器	
設置時の配慮事項等を定めて管理する。	
耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す a. から	
d. の4つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情	

変更前	変更後
報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加す	
る。	
常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置	
される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に	
示す $a$ . から $d$ . の $4$ つの事項について、「耐震重要施設」を「常設	
耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される	
重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するた	
めに必要な機能」に読み替えて適用する。	
a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不 等沈下による影響	
(a) 不等沈下	
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下	変更なし
による耐震重要施設の安全機能への影響	
(b) 相対変位	
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス	
施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能へ	
の影響	
b. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響	
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要	
施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全	
機能への影響	

変更前	変更後	
c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐		
震重要施設への影響		
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の		
下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全		
機能への影響		
d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐		
震重要施設への影響		
耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋外の		
下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全		
機能への影響		
	変更なし	
(6)緊急時対策所		
緊急時対策所については、基準地震動 Ss による地震力に対して、		
重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない		
設計とする。		
緊急時対策所の建物については、耐震構造とし、遮蔽性能を担保す		
る。また、緊急時対策所内の居住性を確保するため、緊急時対策所換		
気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保できるよう、基準地		
震動 Ss による地震力に対して、地震時及び地震後において耐震壁の		
せん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾		
性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみか		
ら算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ること		

変更前	変更後
で必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重	
の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)	
荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のも	
のを適用する。	
2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事	2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針
故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震	変更なし
動 Ss による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認	
された場所に設置する。	

変更前 変更後 5. 設備に対する要求 5. 設備に対する要求 5. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.1 通常運転時の一般要求 5.1.1 通常運転時の一般要求 (1)設計基準対象施設の機能 通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制 御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉 固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制 御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設 計とする。 保安規定に、高温停止状態及び低温停止状態において炉心を十分 変更なし な未臨界状態に保つため、炉心が有すべき設計とした反応度停止余 裕を定めることにより臨界を防止する。 (2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置 放射性物質を含む流体が漏えいすることを許容しているポンプの 軸封部及び原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁のグランド部 は、系統外に漏えいさせることなく液体廃棄物処理設備に送水する 設計とする。 5.1.2 多様性、位置的分散等 5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性 重要施設は、当該系統を構成する機器に「(2)単一故障」にて 変更なし 記載する単一故障が発生した場合であって、外部電源が利用できな い場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、十分高

変更前	変更後
い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多	
様性及び独立性を備える設計とする。	
重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、自然現象、	
外部人為事象、溢水、火災及びサポート系として系統又は機器に供	
給される電力、空気、油及び冷却水(以下「自然現象等」とい	
う。)を考慮する。	
自然現象については、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降	
水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森	
林火災を考慮する。なお、地震については、周辺構造物の倒壊や周	
辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる	
不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊を含んで考慮	
する。また、地滑りについては、降水により発生する地滑りを考慮	変更なし
する。	
地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風(台風)、積	
雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震又は津波を	
含む自然現象の組合せについては、それぞれ「2.1 地震による	
┃ 損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮す	
1 5°	
▶ 外部人為事象については、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存める)	
在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内	
在する危険物グングの人気、加土機型格による人気、発電所径得です。   に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響を含む。)、有毒ガ	
ス、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズ	
ムを考慮する。	

変更前 変更後 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについて は、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。 接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路については、常設 重大事故等対処設備として設計する。 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、 共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講 じた設計とする。屋内の常設重大事故防止設備は、自然現象(地 震、津波による影響を除く。)、外部人為事象(故意による大型航空 変更なし 機の衝突その他のテロリズムによる影響を除く。) に対して、外部 からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。ただ し、常設重大事故防止設備のうち計装設備は、重大事故等に対処す るために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場 合に、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを異なる 物理量(水位、注水量等)又は測定原理とすることで、重大事故等 に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な 限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。推定す るために必要なパラメータは、重大事故等に対処するために監視す ることが必要なパラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とす る。

環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合にお

変更前 変更後 ける温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大 事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故 等時の環境条件については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設 計とする。 地震荷重、風(台風)及び音巻のうち風荷重、津波及び高潮のう ち津波荷重、地滑りによる荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響 並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて 考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震に対して常設重大事故防止設備は、「1.地盤等」に基づく地 盤上に設置する。地震、地滑り、津波、溢水及び火災に対して常設 重大事故防止設備は、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」、二次的影響も含めて「2.2 変更なし 津波による損傷の防止」、「4.1 溢水等による損傷の防止」及び 「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。地滑りに 対して、屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損 傷の防止が図られた建屋内に設置する。地震、津波、溢水及び火災 に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機 能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り 設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位 を考慮した高所に設置する。 風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等 の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落 による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二

次的影響を含む。)、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重

変更前 変更後 大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建 屋内に設置する。屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対 処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう に、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処 設備と位置的分散を図り設置する。落雷に対して常設重大事故防止 設備は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とす る。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重 大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそ れのない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に 対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性を持つ設計とする。 高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波防護対策を行うこと により影響を受けない設計とする。 変更なし 常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多 様性及び位置的分散を図る設計とする。 サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、 油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処 設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却 源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故 防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設 計とする。 b. 可搬型重大事故等対処設備 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備 の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常

変更前	変更後
設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処する	
ために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれ	
るおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考	
慮して適切な措置を講じた設計とする。	
屋内の可搬型重大事故等対処設備は、自然現象(地震、津波によ	
る影響を除く。)、外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損	
傷の防止が図られた建屋内に保管する。	
また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現	
象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響	
並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他	
の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に	
保管する。	変更なし
環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合にお	
ける温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重	
大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大	
事故等時の環境条件については「5.1.5 環境条件等」に基づ	
く設計とする。地震荷重、風(台風)及び竜巻のうち風荷重、津波	
及び高潮のうち津波荷重、地滑りによる荷重、凍結、降水、積雪及	
び火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備	
は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。	
地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤	
等」に基づき設置された建屋内に保管する。地滑りに対して、屋内	
の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止	

変更前 変更後 が図られた建屋内に設置する。屋外の可搬型重大事故等対処設備 は、地震により生ずる周辺構造物の倒壊、周辺斜面の崩壊、敷地下 斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力 の不足及び地下構造物の損壊の影響並びに地滑りによる影響を受け ない位置に保管する。地震、地滑り及び津波に対して可搬型重大事 故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.3 外部 からの衝撃による損傷の防止」、二次的影響も含めて「2.2 津波 による損傷の防止」にて考慮された設計とする。溢水に対して可搬 型重大事故等対処設備は、「4.1 溢水等による損傷の防止」に基 づく設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、 □3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。地 震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設 変更なし 計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若し くは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれ がある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわ れるおそれがないように、設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピ ットの冷却設備若しくは注水設備の配置も含めて常設重大事故等対 処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水 位を考慮した高所に保管する。 風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等 の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落 による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二 次的影響を含む。)、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型 重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られ

変更前 変更後 た建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基 準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは 注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがあ る事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれる おそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、 設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却設備若しくは注 水設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り 複数箇所に分散して保管する。落雷に対して可搬型重大事故等対処 設備は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とす る。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の可搬型 重大事故等対処設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれる おそれのない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生 変更なし 物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を 選定できる設計とする。 高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波防護対策を行う ことにより影響を受けない設計とする。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内の 可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が 図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処 設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複 数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されてい る原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保するとと

変更前	変更後
もに、少なくとも必要な容量を賄うことができる設備数(以下「1	
セット」という。)は、屋外の常設重大事故等対処設備からも 100m	
の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設	
計基準事故対処設備から 100m の離隔距離を確保した上で複数箇所に	
分散して保管する。	
サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、 油及び冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち可搬型のものは設	
計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及び	
冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段	
が可能な設計とする。	
	変更なし
c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	
可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉補助建屋の外から水又	
は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によっ	
て、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異な	
る面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置す	
る。	
環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合にお	
ける温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能	
を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面に設置す	
る場合は異なる建屋面の隣接しない十分な離隔距離を確保した位置	
に複数箇所、屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配	

変更前	変更後
管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複	
数箇所設置する。重大事故等時の環境条件については「5.1.5	
環境条件等」に基づく設計とする。地震荷重、風(台風)及び竜巻	
のうち風荷重、津波及び高潮のうち津波荷重、地滑りによる荷重、	
凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害に対しては、環	
境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。	
地震に対して屋内又は建屋面に設置する場合は、「1. 地盤等」	
に基づく地盤上に、異なる建屋面の隣接しない十分な離隔距離を確	
保した位置に複数箇所設置する。地滑りに対して屋内又は建屋面に	
設置する場合は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋	
内に、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に	変更なし
設置する場合は、地震により生ずる周辺構造物の倒壊、周辺斜面の	
崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈	
下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊の影響並びに地滑りに	
よる影響を受けない位置に設置するとともに、接続口から建屋又は	
地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した	
位置に複数箇所設置する。	
地震、地滑り、津波、溢水及び火災に対しては、「2. 1地震に	
よる損傷の防止」、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」、	
「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の	
防止」に基づく設計とし、溢水量による溢水水位を考慮した高所に	
設置する。屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接	
しない十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所、屋外に設置する	

変更前	変更後
場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含め	
て十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。	
風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等	
の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落	
による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二	
次的影響を含む。)、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その	
他のテロリズムに対して屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる	
建屋面の隣接しない十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置	
する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トン	
ネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所	
設置する。落雷に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故	
等対処設備との接続口は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により	変更なし
防護する設計とする。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対し	
て屋外又は建屋面に設置する場合は、開口部の閉止により安全機能	
が損なわれるおそれのない設計とする。	
高潮に対して接続口は、津波防護対策を行うことにより影響を受	
けない設計とする。	
また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とす	
る。	
(2) 単一故障	
重要施設は、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単	

変更前	変更後
一故障、若しくは長期間では動的機器の単一故障又は想定される静	
的機器の単一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利	
用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計	
とする。	
短期間と長期間の境界は24時間を基本とし、非常用炉心冷却系及	
び格納容器熱除去系の注入モードから再循環モードへの切替えのよ	
うに、運転モードの切替えを行う場合は、その時点を短期間と長期	
問の境界とする。	
ただし、アニュラス空気浄化設備のダクトの一部、原子炉格納容	
器スプレイ設備の格納容器スプレイリング、及び試料採取設備のう	
ち事故時1次冷却材サンプリング設備については、設計基準事故が	
発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器である	
が、単一設計とするため、個別に設計を行う。	
	5. 1. 3 悪影響防止等
5.1.3 悪影響防止等	
(1) 飛来物による損傷防止	
設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内	
部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断並びに高	
速回転機器の損壊に伴う飛来物により安全性を損なうことのない設	変更なし
計とする。	
発電用原了炉施設の安全性を損なうことのないよう、蒸気タービ	
ン及び発電機は、破損防止対策を行うとともに、原子力委員会 原	
子炉安全専門審査会「タービンミサイル評価について」により、原	
子炉格納容器、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び使用済燃料ピット	

変更前	変更後
が破損する確率を評価し、判定基準10-7/年以下となることを確認	
する。	
高温高圧の配管については材料選定、強度設計に十分な考慮を払	
う。さらに、安全性を高めるために、仮想的な破断を想定し、その	
結果生じるかも知れない配管のむち打ち、流出流体のジェット力、	
周辺雰囲気の変化等により、発電用原子炉施設の機能が損なわれる	
ことのないよう配置上の考慮を払うとともに、それらの影響を低減	
させるための手段として、主蒸気・主給水管については配管ホイッ	
プレストレイントを設ける設計とする。	
高速回転機器のうち、1次冷却材ポンプフライホイールにあって	
は、安全性を損なわないよう、限界回転数が予想される最大回転数	
に比べて十分大きくなる設計とする。また、その他の高速回転機器	変更なし
については、損傷により飛散物とならないように保護装置を設ける	
等オーバースピードとならない設計とする。	
損傷防止措置を行う場合、想定される飛散物の発生箇所と防護対	
象機器の距離を十分にとること、又は飛散物の飛散方向を考慮し、	
配置上の配慮若しくは多重性を考慮する設計とする。	
(2)共用	
重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則共用しない設計とす	
るが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。	
重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で共用する場	
合には、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とす	
る。	
<b>∞</b> 0	

変更前	変更後
常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するための必要な機能)を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。	
(3) 相互接続 重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則相互に接続しない設計とするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。 重要安全施設以外の安全施設を発電用原子炉施設間で相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。	変更なし
(4) 悪影響防止 重大事故等対処設備は発電用原子炉施設(他号機を含む。) 内の 他の設備(設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備 以外の重大事故等対処設備も含む。) に対して悪影響を及ぼさない よう、以下の措置を講じた設計とする。 他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設 備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風(台風)及び竜巻による	

変更前 変更後 影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮 する。 他設備への系統的な影響(電気的な影響を含む。)に対しては、 重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、弁 の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備とし ての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態か ら接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又 は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系 統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をす ることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に、 放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合 は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタン 変更なし スピースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けでき るようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影 響を及ぼさない設計とする。 同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要 求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用し ない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数 の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるも のは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあ わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量については「5. 1. 4 容量等」に基づく設計とする。 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により 他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び

変更前	変更後
溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事	
故等対処設備及びタンクローリーは横滑りを含めて地震による荷重	
を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪	
影響を及ぼさない設計とする。可搬型重大事故等対処設備及びタン	
クローリーは、設置場所でのアウトリガーの設置、輪留め等による	
固定又は固縛が可能な設計とする。	
地震に対する耐震設計については、「2. 1地震による損傷の防	
止」に基づく設計とする。	
地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備	
は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。	
火災防護については「3.1 火災による損傷の防止」に基づく	
設計とする。	変更なし
地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等	
対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与え	
ない設計とする。放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基	
準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計	
とする。	
風(台風)及び竜巻による影響については、屋内の重大事故等対	
処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃	
による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他	
設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
屋外の重大事故等対処設備及びタンクローリーは、風(台風)及	
び竜巻による風荷重を考慮して、浮き上がり又は横滑りによって設	
計基準事故対処設備(防護対象施設)や同じ機能を有する他の重大	

変更前 変更後 事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするととも に、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置 の数を可能な限り少なくする設計とする。 固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並 びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合 は、発生する風荷重に耐える設計とする。 なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設 備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置 に余長を持たせた設計とする。(「5.1.5 環境条件等」) 内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高 い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機 器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発生エネ ルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び 落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛 散物とならない設計とする。 5.1.4 容量等 5.1.4 容量等 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束におい て、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に 変更なし 必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行 う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、ピ

変更前	変更後
ット容量、伝熱容量、弁放出流量、発電機容量及び蓄電池容量等並	
びに計装設備の計測範囲、作動信号の設定値及び吹出圧力の設定値	
とする。	
事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のう	
ち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用す	
るものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統	
の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを	
確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設	
計とする。	
常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び	
機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容	
量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあ	変更なし
わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とす	
る。	
常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統	
及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独	
で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。	
(2)可搬型重大事故等対処設備	
可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束にお	
いて、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段と	
しての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合	
せにより達成する。	

変更前 変更後 「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、発 電機容量、蓄電池容量及びボンベ容量等並びに計装設備の計測範囲 及び吹出圧力の設定値とする。 可搬型重大事故等対処設備の容量等は、系統の目的に応じて1セ ットで必要な容量等を有する設計とする。これを複数セット保有す ることにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有 する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、 設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可 能性がある複数の機能に必要な容量等をあわせた容量等とし、兼用 できる設計とする。 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉補助建屋の外から水又 変更なし は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄 うことができる設備を1基当たり2セット以上持つことに加え、故 障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップ を発電所全体で確保する。また、可搬型重大事故等対処設備のう ち、負荷に直接接続する可搬式整流器、可搬型バッテリ、可搬型ボ ンベ及び可搬式空気圧縮機は、1 負荷当たり 1 セットに、発電所全 体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバック アップを加えた容量等を確保する。ただし、待機要求のない時期に 保守点検を実施、又は保守点検が目視点検等であり保守点検中でも 使用可能なものについては、保守点検用は考慮せずに、故障時のバ ックアップを考慮する。 可搬型ホースについては、取水時にホース使用本数が最多となる

変更前	変更後
設置場所を選定した上で、必要なホース本数を 1 基当たり 2 セット	
に加え、保守点検が目視点検であり保守点検中でも使用可能なこと	
から、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップとして 1 基	
当たり最長のホースを1本以上持つ設計とする。	
	5. 1. 5 環境条件等
5. 1. 5 環境条件等	
安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十	
分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時	
の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、	
湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響、海水を通水する系統	
への影響、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材	
の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの	
条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とす	変更なし
る。	
重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合に	
おける温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機	
能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた	
耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	
重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における	
温度(環境温度及び使用温度)、放射線及び荷重に加えて、その他	
の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影	
響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影	

変更前	変更後
響及び周辺機器等からの悪影響並びに冷却材の性状を考慮する。荷	
重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた	
圧力、温度、機械的荷重に加えて自然現象(地震、風(台風)、竜	
巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響)による荷重を考慮	
する。	
地震以外の自然現象の組合せについては、風(台風)、積雪及び	
火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の	
組合せについては、「2. 1地震による損傷の防止」にて考慮す	
る。	
これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境	
圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放	
射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置	変更なし
(使用)・保管する場所に応じて、「(1) 環境圧力、環境温度及び	
湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並び	
に荷重」に示すように設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮で	
きる設計とする。	
(1)環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影	
響、屋外の天候等による影響並びに荷重	
安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基	
準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線	
による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重を考慮しても、安	
全機能を発揮できる設計とする。	
原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけ	

変更前 変更後 る原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央 制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、 機能を損なうことのない設計とする。 原子炉補助建屋のうち制御建屋内及び原子炉周辺建屋内、原子炉 格納施設のうちアニュラス部内及び緊急時対策所内の重大事故等対 処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮 した設計とする。また、横滑りを含めて地震による荷重を考慮し て、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故 等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する 設計とする。このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸 気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピ ットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境 変更なし 条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等 に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピ ットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮し て、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 操作は中央制御室、異なる区画(フロア)又は離れた場所から若し くは設置場所で可能な設計とする。 屋外の重大事故等対処設備及びタンクローリーは、重大事故等時 等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御 室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行し て使用可能な設計とする。また、地震、積雪、降下火砕物、津波、 高潮及び地滑りによる荷重を考慮して、機能を損なうことのない設 計とするとともに可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリーに

変更前	変更後
ついては、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。	
屋外の常設重大事故等対処設備については、風(台風)及び竜巻	
による風荷重の影響に対し、位置的分散を考慮した保管により、機	
能を損なわない設計とする。	
屋外の可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリーについて	
は、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対し、位置的分散を	
考慮した保管、又は風(台風)及び竜巻による風荷重の影響を考慮	
して、機能を損なわない設計とする。また、必要により当該設備の	
落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。	
位置的分散については、同じ機能を有する重大事故等対処設備	
(設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含	変更なし
む。) と 100m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する	
ことにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失す	
ることの防止を図る設計とする。ただし、同じ機能を有する重大事	
故等対処設備がない設備については、竜巻によって 1 台が損傷した	
としても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて	
分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料ピット及びこれ	
らの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設	
備、重大事故等対処設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋並	
びに海水ポンプ室から100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定	
めて保管する設計とする。	
運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原	
子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用につい	

変更前	変更後
て、保安規定に定める。	
悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、	
浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備(防護対象施	
設) や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷さ	
せることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応	
時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計	
とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの	
荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な	
場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	
なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設	
備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置	変更なし
に余長を持たせた設計とする。	
積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措	
置を講じる。この運用について、保安規定に定める。	
屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、	
使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設	
備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可	
搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。	
原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基	
準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等の格納容器ス	
プレイ水による影響を考慮して、その機能を発揮できる設計とす	
る。	
安全施設及び重大事故等対処設備における主たる流路及びその流	
路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流路に	

変更前	変更後
影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流	
路としての機能を維持する設計とする。	
(2)海水を通水する系統への影響	
海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、	
海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は	
耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリー	
ト構造物については、腐食を考慮した設計とする。	
また、使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可	
能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。	
また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計と	変更なし
する。	
(3)電磁波による影響	
電磁波による影響に対して、安全施設は、通常運転時、運転時の	
異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事	
故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によ	
りその機能が損なわれない設計とする。	
(4)周辺機器等からの悪影響	
安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部	
人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設とし	
ての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	
また、重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために設	

変更前 変更後 置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を 失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、 自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮する。 このうち、地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象に よる波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、それぞ れ重大事故等及び設計基準事故に対処するための必要な機能を損な うおそれがないように、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故 対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよ うに、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対 処設備と位置的分散を図り設置し、可搬型重大事故等対処設備は、 設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注 水機能を有する設備の配置も含めて常設重大事故等対象設備と位置 変更なし 的分散を図るとともに、可搬型重大事故等対処設備及びタンクロー リーは、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管するこ となく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。位置的分散 については「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す。 地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大 事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」に基づく設計 とする。可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリーは、地震の 波及的影響により、それぞれ重大事故等及び設計基準事故に対処す るための必要な機能を損なわないように、可搬型重大事故等対処設 備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料ピットの冷却機能若し くは注水機能を有する設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備 と位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備及びタンクローリ

変更前 変更後 ーは、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管すること なく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。また、屋内の 可搬型重大事故等対処設備は、近傍の耐震B、Cクラス補機の耐震 評価を実施し、油内包機器による地震随伴火災の有無や、地震随伴 溢水の影響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等 対処設備及びタンクローリーは、地震により生ずる周辺構造物の倒 壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込み による不等沈下、地盤支持力の低下及び地下構造の崩壊を受けない 位置に保管する。 溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪 失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位 変更なし よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想 定される溢水水位よりも高所に保管する。 火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく 設計とする。 (5)設置場所における放射線 安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時 及び設計基準事故が発生した場合、また、重大事故等対処設備の設 置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及 び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離 により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所 で操作可能な設計とする。 重大事故等対処設備は、放射線量が高くなるおそれがある場合

****	** T. //
変更前	変更後
は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とするか、	
放射線の影響を受けない異なる区画(フロア)又は離れた場所から	
遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作	
可能な設計とする。	
可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等	
が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がな	
いように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高く	
なるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれ	
がある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常	
設設備との接続が可能な設計とする。	
(6) 冷却材の性状	
冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理	
することにより異物の発生を防止する設計とする。	
安全施設及び重大事故等対処施設は、系統外部異物が流入する可	
能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、	
その機能を有効に発揮できる設計とする。	5.1.6 操作性及び試験・検査性
   5.1.6 操作性及び試験・検査性	
(1) 操作性の確保	
重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による	変更なし
  実操作及び模擬操作を行うことで、想定される重大事故等が発生し	
た場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確	
実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、 発電用原	

変更前 変更後 子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該 事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」 ハ. で考慮した要員数と想定時間内で、想定される重大事故等の 対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及 び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把 握するための経路(以下「アクセスルート」という。)の確保を含 め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、 管理等については、保安規定に定める。安全施設及び重大事故等対 処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。 操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での 操作が可能な設計とする。(15.1.5 環境条件等1) 操作するすべて の設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作が 変更なし できるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍 に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事 故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。 操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用い て、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍 又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事 故等対処設備の運搬、設置が確実に行えるように、人力、車両等に よる運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガーの 設置、輪留め等により固定又は固縛ができる設計とする。 操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、 運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での 操作が可能な設計とする。また、電源操作は、感電防止のため電源

変更前 変更後 の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設 備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造 の設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置 する。現場での接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又 はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に 接続ができる設計とする。ディスタンスピースはボルト締めフラン ジで取り付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。ま た、重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器 及び弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の 制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操 作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事 変更なし 故等に対処するために使用する設備にあっては、重大事故等が発生 した場合でも、通常時の系統から弁又は遮断器操作等にて速やかに 切替えできる設計とする。 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについて は、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規 格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は 配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジ を、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用 いる設計とする。また、発電用原了炉施設が相互に使用することが できるように3号機及び4号機とも同一規格又は同一形状とすると ともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする 等、複数の系統での規格の統一も考慮する。

変更前	変更後
想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故	
等対処設備を運搬又は移動するとともに、他の設備の被害状況を把	
握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設	
計とする。	
屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水	
及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよ	
う、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。	
屋外及び屋内アクセスルートは、白然現象に対して地震、津波、	
風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影	
響、高潮及び森林火災を想定し、外部人為事象に対して近隣工場等	
の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落	
による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二	変更なし
次的影響を含む。)、有毒ガス及び重大事故等時の高線量下を想定す	
る。なお、地震については地震により発生する周辺構造物の倒壊、	
周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑りを含んで考慮す	
る。また地滑りについては、降水により発生する地滑りを考慮す	
る。	
アクセスルート及び火災防護に関する運用については、保安規定	
に定める。	
屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物の倒	
壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り)、津波に	
よる影響、その他自然現象による影響(台風及び竜巻による飛来	
物、積雪、地滑りによる土砂並びに降灰)を想定し、複数のアクセ	

変更前 変更後 スルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物 を除去可能なブルドーザ 1 台 (3・4号機共用、3号機に保管(以 下同じ。))(予備1台)を保管、使用する。また、地震による屋外タ ンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上 で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計 とする。 津波の影響については、津波溯上のないエリアに早期に復旧可能 なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレ キ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対 処する。また、高潮に対してアクセスルートは津波防護対策を行う ことにより、通行への影響を受けない設計とする。自然現象のうち 凍結及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災(発電 変更なし 所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、 発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響を含 す。) 及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセス ルートを確保する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要とな る箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。 屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺 斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定し た上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保す る設計とする。 アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対 して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設 計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面の

変更前	変更後
滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブル	
ドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とす	
る。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差	
緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、	
ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、	
地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる	
設計とする。	
なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルー	
トによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。	
屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響	
(台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、	変更なし
降灰及び森林火災)及び外部人為事象(近隣工場等の火災(発電所	
敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発	
電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響を含	
む。)及び有毒ガス)に対して、外部からの衝撃による損傷の防止	
が図られた建屋内に確保する設計とする。	
なお、屋内アクセスルートの設定に当たっては、地震随伴火災の	
有無や、地震随伴溢水の影響を考慮してルート選定を行うととも	
に、建屋内は迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とす	
る。	
(2)試験・検査等	
設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、健全性及び能力を	

変更前 変更後 確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保 守点検、試験又は検査(「発電用原子力設備における破壊を引き起 こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。)を 実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を 考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が 困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が 必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。 これらの試験及び検査については、使用前事業者検査及び定期事 業者検査の法定検査及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技 術基準に関する規則」に定められた試験及び検査を実施できること に加え、保全プログラムに基づく点検及び日常点検の保守点検内容 変更なし を考慮して設計するものとする。 重大事故等対処設備は機能・性能の確認において、所要の系統機 能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能 な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテスト ライン等の設備を設置又は必要に応じて準備する。また、悪影響防 止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を 確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び機能・性能確 認が可能な設計とする。 発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、 運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。ただし、運転 中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼ

変更前	変更後
す場合は、この限りとはしない設計とする。	
また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、その	
健全性並びに多様性及び多重性を確認するため、各々が独立して試	
験又は検査ができる設計とする。	
運転中における安全保護系に準じる設備である、運転時の異常な	
過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない	
事象(以下「ATWS」という。)緩和設備においては、重大事故	
等対処設備としての多重性を有さないため、検査実施中に機能自体	変更なし
の維持はできないが、原則として運転中に定期的に健全性を確認す	
るための試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常	
用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。	
代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系統	
の重要な部分として適切な定期的試験又は検査が可能な設計とす	
る。	
構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備について	
は、原則分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機	
能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することに	
より、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計	
とする。	

変更前	変更後
5. 2 材料及び構造等	5. 2 材料及び構造等
設計基準対象施設(圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン(発電用	
のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。)並びに重大	
事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれら	
の支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時におい	
て、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本	
機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME 設計・建	
設規格)等に従い設計する。	
ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構	
造物の材料及び構造であって、5.2.1及び5.2.2によらない	
場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確	
保できるよう JSME 設計・建設規格又は「発電用原子力設備規格 コ	変更なし
ンクリート製原子炉格納容器規格」を参考に同等以上の性能を有す	
ることを確認する。また、重人事故等クラス3機器であって、完成品	
は、5.2.1及び5.2.2によらず、消防法に基づく技術上の規	
格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用	
環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とす	
る。	
重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な	
耐圧部の溶接部であって、5.2.3によらない場合は、母材と同	
等の方法、同じ試験圧力での耐圧試験にて、当該機器のうち主要な	
耐圧部の溶接部が、使用前事業者検査により確認する性能と同等以	
上の性能を有することを確認する。	

変更前	変更後
なお、各機器等のクラス区分の適用については、別紙「設備リス	
ト」による。	
5. 2. 1 材料について	5. 2. 1 材料について
(1)機械的強度及び化学的成分	
a. クラス1機器、クラス1支持構造物及び炉心支持構造物は、その	
使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対	
して適切な機械的強度及び化学的成分(使用中の応力その他の使	
用条件に対する適切な耐食性を含む。)を有する材料を使用する。	
b. クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、	
重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、	
その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な	
機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。	
c. 原子炉格納容器(コンクリートに限る。)は、当該原子炉格納容	変更なし
器が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な	
圧縮強度を有する材料を使用する。	
d. 原子炉格納容器 (コンクリートに限る。) は、有害な膨張及び鉄	
筋腐食を起こさないよう、長期の耐久性を有する材料を使用する。	
e. 原子炉格納容器 (コンクリート部に強度部材として使用する鉄筋	
並びに緊張材及び定着貝(以下「鉄筋等」という。)に限る。)は、	
当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条	
件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法を有する	
材料を使用する。	
f.原子炉格納容器(鋼製内張り部等に限る。)は、その使用される	

変更前	変更後
圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強	
度及び化学的成分を有する材料を使用する。	
g. 格納容器再循環サンプスクリーンは、その使用される圧力、温度、	
荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分	
を有する材料を使用する。	
h. 重大事故等クラス3機器(重大事故等クラス3容器、重大事故等	
クラス3管、重大事故等クラス3ポンプ又は重大事故等クラス3	
弁) は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対し	
て <u>日本産業規格 (注1)</u> 等に適合した適切な機械的強度及び化学的成	
分を有する材料を使用する。	
	変更なし
(2) 破壊じん性	
a. クラス1容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷	
重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使	
用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験によ	
り確認する。	
原子炉容器については、原子炉容器の脆性破壊を防止するため、	
中性子照射脆化の影響を考慮し適切な破壊じん性を維持できるよ	
う、保安規定に、監視試験片の評価結果に基づき1次冷却材温度及	
び圧力の制限範囲を設定することを定めて管理する。	
b. クラス1機器 (クラス1容器を除く。)、クラス1支持構造物 (ク	
ラス1管及びクラス1弁を支持するものを除く。)、クラス2機器、	
クラス3機器(工学的安全施設に属するものに限る。)、原子炉格納	
容器(鋼製内張り部等に限る。)、炉心支持構造物及び重大事故等	

変更前	変更後
クラス2機器は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を	
有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊	
じん性試験により確認する。	
重大事故等クラス2機器のうち、原子炉容器については、重大事	
故等時における温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して損傷	
するおそれがない設計とする。	
c. 格納容器再循環サンプスクリーンは、その最低使用温度に対して	
適切な破壊じん性を有する材料を使用する。	変更なし
( O )     -74	
(3) 非破壞試験	
クラス1機器、クラス1支持構造物(棒及びボルトに限る。)、クラ	
ス2機器(鋳造品に限る。)、炉心支持構造物及び重大事故等クラス2	
機器(鋳造品に限る。)に使用する材料は、非破壊試験により有害な	
大門がない。 大門がないことを推薦なりる。	
   5.2.2 構造及び強度について	   5. 2. 2 構造及び強度について
(1) 延性破断の防止	
a. クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、原子炉格納容器、	
炉心支持構造物、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス	
3機器は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷され	
ている状態(以下「設計上定める条件」という。)において、全体	
的な変形を弾性域に抑える設計とする。	
b. クラス1支持構造物は、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、全	
体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	

変更前	変更後
c. クラス1支持構造物であって、クラス1容器に溶接により取り付	
けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれ	
があるものは、b. にかかわらず、設計上定める条件において、全	
体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	
d. クラス1容器 (オメガシールその他のシールを除く。)、クラス1	
管、クラス1弁、クラス1支持構造物、原子炉格納容器(著しい応	
力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)及び炉心支持構造	
物は、運転状態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とす	
る。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等に	
より局部的な塑性変形に止まるよう設計する。	
e. クラス1容器 (オメガシールその他のシールを除く。)、クラス1	変更なし
管、クラス1支持構造物、原子炉格納容器 (著しい応力が生ずる部	
分及び特殊な形状の部分に限る。)及び炉心支持構造物は、運転状	
態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。	
f. クラス4管は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性	
変形を生じない設計とする。	
g. クラス 1 容器 (ボルトその他の固定用金具、オメガシールその他	
のシールを除く。)、クラス1支持構造物(クラス1容器に溶接によ	
り取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせ	
るおそれがあるものに限る。)及び原子炉格納容器(著しい応力が	
生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。) は、試験状態において、	
全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構	
造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止	
まるよう設計する。	

変更前	変更後
h. 格納容器再循環サンプスクリーンは、運転状態 I 、運転状態 II 及	
び運転状態IV (異物付着による差圧を考慮) において、全体的な変	
形を弾性域に抑える設計とする。	
i. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付	
けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれ	
があるものは、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、延性破断が生	
じない設計とする。	
j. 原子炉格納容器(コンクリートに限る。) は、荷重状態 I、荷重	
状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて圧縮破壊が生じず、かつ、荷重状態	
IVにおいて原子炉格納容器が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生	
じない設計とする。	変更なし
k. 原子炉格納容器(鉄筋等に限る。)は、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ	
及び荷重状態Ⅲにおいて降伏せず、かつ、荷重状態Ⅳにおいて破断	
に至るひずみが生じない設計とする。	
1. 原子炉格納容器(コンクリート部に限る。)は、荷重状態 I、荷	
重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいてせん断破壊が生じず、かつ、荷重	
状態IVにおいて原子炉格納容器が大きな塑性変形に至るせん断破	
壊が生じない設計とする。	
m. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分を除く。)に限る。)は、荷重状態Ⅰ及び荷重状態Ⅱにおいて著し	
い残留ひずみが生じず、かつ、荷重状態Ⅲ及び荷重状態Ⅳにおいて	
破断に至らない設計とする。	
n. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分に限る。)、貫通部スリーブ及び定着金具(ライナプレートに取り	

変更前	変更後
付ける定着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変形	
を弾性域に抑えることができるものを除く。)に限る。)は、荷重状	
態Ⅰ及び荷重状態Ⅱにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設	
計とする。	
o. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分に限る。)、貫通部スリーブ及び定着金具(ライナプレートに取り	
付ける定着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変形	
を弾性域に抑えることができるものを除く。)に限る。)は、荷重状	
態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応	
力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的	
な塑性変形に止まるよう設計する。	変更なし
p. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分に限る。)、貫通部スリーブ及び定着金具(ライナプレートに取り	
付ける定着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変形	
を弾性域に抑えることができるものを除く。)に限る。)は、荷重状	
態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。	
q. 重大事故等クラス2支持構造物であって、重大事故等クラス2機	
器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス	
2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、設計上定める条	
件において、延性破断が生じない設計とする。	
(2) 進行性変形による破壊の防止	
a. クラス1容器(ボルトその他の固定用金具を除く。)、クラス1	
管、クラス1弁(弁箱に限る。)、クラス1支持構造物、原子炉格納	

変更前	変更後
容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)及	
び炉心支持構造物は、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性	
変形が生じない設計とする。	
b. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分に限る。)、貫通部スリーブ及び定着金具(ライナプレートに取り	
付ける定着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変形	
を弾性域に抑えることができるものを除く。) に限る。) は、荷重状	
態Ⅰ及び荷重状態Ⅱにおいて、進行性変形による破壊が生じない	
設計とする。	
(3)疲労破壊の防止	変更なし
a. クラス1容器、クラス1管、クラス1弁(弁箱に限る。)、クラス	
1 支持構造物、クラス 2 管 (仲縮継手を除く。) 及び炉心支持構造	
物は、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じない設	
計とする。	
b. クラス2機器、クラス3機器、原子炉格納容器及び重大事故等ク	
ラス2機器に属する伸縮継手は、設計上定める条件で応力が繰り	
返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。	
c. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分を除く。)のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部	
分、ライナプレート(貫通部スリーブが取り付く部分に限る。)、	
貫通部スリーブ並びに定着金具(ライナプレートに取り付ける定	
着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変形を弾性域	
に抑えることができるものを除く。)に限る。)は、荷重状態 I 及	

* = \(\frac{1}{2}\).	* T.W.
変更前	変更後
び荷重状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じない設計とする。	
d. 重大事故等クラス2管(伸縮継手を除く。) は、設計上定める条	
件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設	
計とする。	
(4) 座屈による破壊の防止	
a. クラス1容器(胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管	
状のものに限る。)、クラス1支持構造物及び炉心支持構造物は、運	
転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈	
が生じない設計とする。	
b. クラス1容器(胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管	変更なし
状のものに限る。)及びクラス1支持構造物(クラス1容器に溶接	
により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じ	
させるおそれがあるものに限る。)は、試験状態において、座屈が	
生じない設計とする。	
c. クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3機器、重大事	
故等クラス2容器、重大事故等クラス2管及び重大事故等クラス	
2支持構造物(重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けら	
れ、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせる	
おそれがあるものに限る。)は、設計上定める条件において、座屈	
が生じない設計とする。	
d. 原子炉格納容器 (ライナプレート (貫通部スリーブが取り付く部	
分に限る。)、貫通部スリーブ及び定着金具(ライナプレートに取	
り付ける定着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変	

変更前	変更後
形を弾性域に抑えることができるものを除く。)に限る。)は、荷	
重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ、荷重状態Ⅲ及び荷重状態Ⅳにおいて、座屈	
が生じない設計とする。	
c. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付	
けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれ	
があるものは、運転状態 I 及び運転状態 II において、座屈が生じな	変更なし
い設計とする。	
(5)破断前漏えいの配慮について	
構造及び強度については、破断前漏えい(LBB)概念を適用した荷	
重を適切に考慮した設計とする。	
5.2.3 主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をい	5.2.3 主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をい
う。)について	う。) について
クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3	
容器、クラス3管、クラス4管、原子炉格納容器、重大事故等クラス	
2 容器及び重大事故等クラス 2 管のうち主要な耐圧部の溶接部は、	
次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に	
適合していることを確認する。	変更なし
・不連続で特異な形状でない設計とする。	
・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保	
に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により	
確認する。	
・適切な強度を有する設計とする。	

変更前	変更後
・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であること	
を機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。	
5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止	5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止
	3.3 使用中の电教寺による1版家の初正
クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持	
構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心支持構造	
物、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、	
使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響	
する場合、有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和	
を行う。	
使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラ	変更なし
ス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、炉心	
支持構造物、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持	
構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保	
安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊	
を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管	
理を行う。	
使用中のクラス1機器の耐圧部分は、貫通する亀裂その他の欠陥	
が発生しないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附	
属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従	
って検査及び維持管理を行う。	
5.4 耐圧試験等	5 4 耐圧試験等
- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	0. 1 (11)/2.1. (12)(-1)
(1) クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び	変更なし

変更前	変更後
原子炉格納容器は、施設時に、次に定めるところによる圧力で耐	
圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないこ	
とを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当	
該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用	
圧力 (原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の〇・九倍) ま	
でに減じて著しい漏えいがないことを確認する。	
なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設	
計・建設規格」等に従って実施する。	
a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力	
を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内とな	変更なし
る圧力とする。ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3	
管であって原子炉容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、	
燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転	
時の圧力を超える圧力とする。	
b. 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける	
機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る	
圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面か	
ら加えることができる。	
(2) 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属す	
(2) 量八事成等ノノハ 2 (機器及び重八事成等ノノハ 3 (機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時における圧力で耐圧試験	
を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確	
こ 1 ファンことで、 これがに同じた、 パーン、 有 しゃ が耐 たゃ・ルーな・・こと 色 作	

変更前 変更後 認する。 なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設 計・建設規格」等に従って実施する。 ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な 場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 重大事故等クラス3機器であって、消防法に基づく技術上の 規格等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能 試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることも できるものとする。 (3)使用中のクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラ 変更なし ス4管は、通常運転時における圧力で、使用中の重大事故等クラ ス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機 器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏 えいがないことを確認する。 なお、漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に従って実施する運用とする。 ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機 器に属する機器は使用時における圧力で試験を行うことが困難 な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。重 大事故等クラス3機器であって、消防法に基づく技術上の規格 等を満たす一般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験 や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもでき るものとする。

変更前	変更後
(4)原子炉格納容器は、最高使用圧力の○・九倍に等しい気圧で 気密試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。 なお、漏えい率試験は、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい 率試験規程」等に従って行う運用とする。ただし、原子炉格納容器 隔離弁の単一故障の考慮については、判定基準に適切な余裕係数 を見込むか、内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実 施する。	変更なし

(注1)記載の適正化を行う。既工事計画書には、「日本工業規格」と記載

変更前	変更後
第2章 個別項目	第2章 個別項目
1. 1 次冷却材	1. 1次冷却材
1 次冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって	
起る最も厳しい条件において、核的性質として核反応断面積が核反	
応維持のために適切であり、熱水力的性質として冷却能力が適切で	変更なし
あることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げることの	
ない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定	
であることを保持し得る設計とする。	
2. 1次冷却材の循環設備	2. 1 次冷却材の循環設備
2. 1 原子炉冷却材圧力バウンダリ	2. 1 原子炉冷却材圧力バウンダリ
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転	
時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反	
応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリ	
を構成する機器に加わる負荷に耐える設計とする。	
設計における衝撃荷重として、1次冷却材喪失事故に伴うジェット	
反力並びに圧力及び温度変動に伴う荷重、安全介及び逃がし介の開放	
に伴う荷重を考慮するとともに、反応度が炉心に投入されることによ	変更なし
り1次冷却系の圧力が増加することに伴う荷重の増加(浸水燃料の破	
損に加えて、ペレット/被覆管機械的相互作用を原因とする破損によ	
る衝撃圧力及び水撃力に伴う荷重の増加を含む。)を考慮した設計と	
する。	
なお、原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管と	
する。	
(1) 原子炉容器及びその付属物(本体に直接付けられるもの及び制 御棒駆動機構ハウジング等)	

変更前	変更後
(2) 1次冷却系を構成する機器及び配管(1次冷却材ポンプ、蒸気発生器の水室・管板・管、加圧器、1次冷却系配管、管台及び弁) また、原子炉冷却材圧力バウンダリは、以下に述べる事項を十分満足するように設計、材料選定を行う。 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時におい	<b>发</b> 史 <b>恢</b>
て、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力及び温度変化は、1次冷却設備、工学的安全施設、余熱除去設備、主蒸気・主給水設備、蒸気タービン及び蒸気タービン附属設備、計測制御系統施設の機能により、許容される範囲内に制御できる設計とし、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においては、最高使用圧力の1.1倍以下となるように設計する。	変更なし
1次冷却材に触れる原子炉容器、蒸気発生器、加圧器、1次冷却材ポンプ、配管、管台及び弁は、耐食性を考慮して、ステンレス鋼又はこれと同等以上の耐食性を有する材料を使用し、蒸気発生器の伝熱管には耐食性と機械的性質の点から特にニッケル・クロム・鉄合金を使用する。 また、材料選定に加え、保安規定に基づき、水質管理を行うとともに1次冷却材温度及び圧力の制限範囲を定めて管理することにより、	
材料の健全性を維持する。  2. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材圧力バウンダリに 接続する配管等が破損することによって1次冷却材が流出することを	2. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 変更なし

変更前	変更後
制限するため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適	
切な隔離装置として隔離弁を設けた設計とする。	
なお、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁の対象は、以下のとお	
りとする。	
(1)通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは、原子	
炉側からみた第1弁及び第2弁を対象とする。	
(2) 通常時又は設計基準事故時に開となるおそれがある通常時閉	
及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみた第	
1 弁及び第2弁を対象とする。	変更なし
(3)通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するもののうち、	
(2)以外のものは、原子炉側からみた第1弁を対象とする。	
(4) 通常時閉及び1次冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉	
心冷却系等も(1)に準ずる。	
(5)上記において隔離弁とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロック	
された閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	
上記において、通常運転時別、設計基準事故時閉となる手動弁のう	
ち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(3)に	
該当することから、原子炉側からみた第1弁を対象とする。	
2.3 1 次冷却設備	2.3 1 次冷却設備
2.3.1 1次冷却設備の機能	2.3.1 1 次冷却設備の機能
1次冷却材の循環設備である1次冷却材設備は、4つの閉回路から	2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1
なり、それぞれの回路には、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ及び1次	変更なし
   冷却材管を有する。1 次冷却材は発電用原子炉で加熱されたのち、蒸	
気発生器に入り、ここで2次冷却材と熱交換を行い再び発電用原子	

変更前	変更後
炉に還流する。	
4 回路のうち 1 回路には1次冷却材圧力を調整するための加圧器	
を設ける。	
1 次冷却設備は工学的安全施設、余熱除去設備、主蒸気設備、主給	
水設備、蒸気タービン及び附属設備、計測制御系統施設の関連設備と	
あいまって、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事	
故時において、炉心からの発生熱を除去できる設計とする。	変更なし
なお、1 次冷却材ポンプは電源喪失の際にも、1 次冷却材流量の急	
速な減少を防ぎ、熱除去能力が急速に失われるのを防止できる設計	
とする。	
加圧器には、スプレイ弁、逃がし弁、安全弁及びヒータを設け、通	
常運転時の1次冷却材圧力を設定値に保ち、正常な負荷過渡変化に	
伴う1次冷却材の熱膨張及び収縮による圧力変化を許容範囲内に制	
限できる設計とする。	
2. 3. 2 加圧器安全弁及び逃がし弁の容量	2.3.2 加圧器安全弁及び逃がし弁の容量
加圧器安全弁は、ばね式で背圧補償型安全弁を使用し、加圧器逃が	
しタンクからの背圧変動が加圧器安全弁の設定圧力に影響を与えな	
い設計とする。加圧器安全弁の吹出圧力は、1次冷却設備の最高使用	
圧力に設定し、加圧器安全介の総容量は 100%負荷喪失時に主蒸気安	変更なし
全弁のみが作動した時の加圧器最大サージ流量以上の値とすること	
により、1次冷却系の圧力を最高使用圧力の 1.1 倍以下に抑える設	
計とする。	
なお、加圧器安全弁の容量の算定において、安全弁以外の過圧防止	

水田平	亦 <b>王</b> 纵
変更前	変更後
効果を有する装置である、加圧器逃がし弁の容量は考慮しない。	
なお、加圧器安全弁及び逃がし弁の吹出しラインは、加圧器逃がし	変更なし
タンクに接続する設計とする。	
2.3.3 1次冷却系の減圧に係る設備	2.3.3 1次冷却系の減圧に係る設備
(1)系統構成	
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、1次	
冷却系の減圧のための設備、1次冷却系の減圧とあわせて炉心を冷	
却するための設備、蒸気発生器伝熱管破損発生時の1次冷却材の原	
子炉格納容器外への漏えい量を抑制するための設備、インターフェ	
イスシステムLOCA発生時の1次冷却材の原子炉格納容器外への	
漏えい量を抑制するための設備並びに炉心溶融時における高圧溶融	変更なし
物放出及び原子炉格納容器内雰囲気直接加熱を防止するための設備	
として重大事故等対処設備(1次冷却系の減圧)を設ける。	
1 次冷却系の減圧として、加圧器逃がし弁を使用する。	
電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、復水ピット及び	
主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を	
用いた1次治却系の減圧機能が喪失した場合の1次治却系の減圧と	
して、加圧器逃がし弁は、開操作することにより1次冷却系を減圧で	
きる設計とする。	
(2)環境条件等	
想定される重大事故等が発生した場合に確実に作動するように、	
減圧用の弁である加圧器逃がし弁は、制御用空気が喪失した場合に	

変更前	変更後
使用する窒素ボンベ (代替制御用空気供給用) 及び可搬式空気圧縮機	
(代替制御用空気供給用)の容量の設定も含めて、重大事故等時にお	変更なし
ける原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中	
央制御室から可能な設計とする。	
2.3.4 流路に係る設備	2. 3. 4 流路に係る設備
蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器(炉心支持構造物を含	
む)、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、充てんポンプ、	
A格納容器スプレイポンプ、高圧注入ポンプ、蓄圧タンク及び余熱除	
去ポンプによる重大事故等時の炉心注水時、A格納容器スプレイポ	
ンプ、恒設代替低圧注水ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ、B充て	
んポンプ及び蓄圧タンクによる重大事故等時の代替炉心注水時、高	変更なし
圧注入ポンプによる重大事故等時の高圧再循環運転時並びにA格納	
容器スプレイポンプ及びB高圧注入ポンプによる重大事故等時の代	
替再循環運転時において、設計基準事故対処設備の一部を流路とし	
て使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備	
としての設計を行う。炉心支持構造物にあっては、重大事故等時にお	
いて、冷却材の流路としての炉心形状維持が十分確保できる強度を	
有する設計とする。	

変更前	変更後
9. 流体振動等による損傷の防止	9. 流体振動等による損傷の防止
1 次冷却系や化学体積制御系及び余熱除去系に係る容器、管、ポン	
プ及び弁は、1次冷却材又は2次冷却材の循環、沸騰その他の1次冷	
却材又は2次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある	変更なし
流体の混合その他の1次冷却材又は2次冷却材の挙動により生ずる	
温度変動により損傷を受けない設計とする。	
10. 主要対象設備	10. 主要対象設備
原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の対象となる主要な	
設備について、「表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)	
の主要設備リスト」に示す。	変更なし
本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されな	
い設備については、「表2 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除	
く。)の兼用設備リスト」に示す。	

## 表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト (1/1)

		変 更 前					変 更 後				
設備区分	機器区分	名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備(注1)			設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備(注1)	
			耐震重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
一次冷却材の循環設備	<b>主配管</b>	ループ低温側1次冷 却材管分岐点及び弁 3V-CS-171〜加圧器		クラス1	_		変	更なし		-	

(注1)表1に用いる略語の定義は「付表1」による。

付表 1 略語の定義 (1/2)

		略語	定義			
	耐震重要度分類	S	耐震重要度分類におけるSクラス(津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)			
		S*	Sクラスの施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 備 なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備 に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能 をいう。)を保持するものとする。			
		В	耐震重要度分類におけるBクラス (B-1、B-2及びB-3を除く。)			
		B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動 Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる 設計とするもの			
		B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの			
		В-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料 ピットの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの			
		C	耐震重要度分類におけるCクラス (C-1、C-2及びC-3を除く。)			
設計	-	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの			
基準		C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して、地震時の 溢水の伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの			
対象施		C-3	Cクラスの設備のうち、屋外重要十木構造物であるため、基準地震動による地震力に対して安全機能を保持できる設計とするもの			
設		_	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの			
	機器クラス	クラス1	技術基準規則第二条第二項第三十二号に規定する「クラス1容器」、「クラス1管」、「クラス1ポンプ」、「クラス1弁」又はこれらを支持する構造物			
		クラス2	技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定する「クラス2容器」、「クラス2管」、「クラス2ポンプ」、「クラス2弁」又はこれらを支持する構造物			
		クラス3	技術基準規則第二条第二項第三十四号に規定する「クラス3容器」又は「クラス3管」			
		クラス4	技術基準規則第二条第二項第三十五号に規定する「クラス4管」			
		格納容器(注1)	技術基準規則第二条第二項第二十八号に規定する「原子炉格納容器」			
		炉心支持構造物	原子炉容器の内部において燃料集合体を直接に支持するか又は拘束 する部材			
		火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するも の			
		Non	上記以外の容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物			
		_	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの又は上記 以外のもの			

付表1 略語の定義 (2/2)

		略語	定義			
	設備分類	常設/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設重大事故防止設備」			
		常設耐震/防止	技術基準規則第四十九条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事」故防止設備」			
		常設/緩和	技術基準規則第四十九条第一項第三号に規定する「常設重大事故緩和設備」			
		常設/その他	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等 対処設備			
		可搬/防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの			
重		可搬/緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの			
重大事故等対		可搬/その他	可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備以外の可搬型重大 事故等対処設備			
対処		_	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの			
処設備	重大事故等機器クラス	SAクラス2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等クラス2 容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」、 「重大事故等クラス2弁」又はこれらを支持する構造物			
		SAクラス3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等クラス3 容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は 「重人事故等クラス3弁」			
		火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの 又は、使用条件を踏まえ、十分な強度を有していることを確認できる一 般産業品規格を準用するもの			
		_	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの又は上記以外のもの			

(注1) 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版含む)) <第 I 編 軽水 炉規格> JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)における「クラスMC」である。

## (2) 適用基準及び適用規格 変更後 変更前 第1章 共通項目 第1章 共涌項目 原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準及び規格について 原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準及び規格について は、以下の基準及び規格並びに、火災防護設備、浸水防護施設の は、以下の基準及び規格並びに、火災防護設備、浸水防護施設の 「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。 「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。 なお、以下に示す原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準 なお、以下に示す原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準 及び規格を適用する個別の施設区分については「表1. 施設共通の 及び規格を適用する個別の施設区分については「表1. 施設共通の 適用基準及び適用規格(該当施設)」に示す。 適用基準及び適用規格(該当施設)」に示す。 · 建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) · 建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) ・建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号) 建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号) ·福井県建築基準法施行細則(昭和47年4月25日福井県規則第41 ·福井県建築基準法施行細則(昭和47年4月25日福井県規則第41 号) 景) · 消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号) ·消防法(昭和23年7月24日法律第186号) · 消防法施行令(昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号) · 消防法施行令(昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号) ·消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号) ·消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年5月8日法律第57号) 律(平成12年5月8日法律第57号)

変更前	変更後
・ 高圧ガス保安法	・ 高圧ガス保安法
同旦の八体女仏	同圧が八体女仏
・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和 55 年通商産	・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和 55 年通商産
業省告示第 501 号、最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示	業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示
第 277 号)	第 277 号)
・可搬型発電設備技術基準 (NEGA C331:2005)	・可搬型発電設備技術基準 (NEGA C331:2005)
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解
釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)	釈(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)
・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の
解釈」(平成 28 年 3 月 31 日原規技発第 1603318 号)	解釈」(平成 28 年 3 月 31 日原規技発第 1603318 号)
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解
釈 (平成 29 年 8 月 30 日原規技発第 1708302 号)	釈 (平成 29 年 8 月 30 日原規技発第 1708302 号)
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解
釈 (平成 29 年 11 月 15 日原規技発第 1711151 号)	釈(平成 29 年 11 月 15 日原規技発第 1711151 号)
	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解
	釈(令和元年6月5日原規技発第1906051号)
水香田 1. 七型供食材料 A.	双帝田儿士祖供《针络甘油《柳柳 (亚子 05 / 15 日 15 日 15 日 16 日 17 日 17 日 18 日 18 日 18 日 18 日 18 日 18
<ul><li>・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号)</li></ul>	・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号)

変更前	変更後
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指 針(平成2年8月30日原子力安全委員会)	・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指 針(平成2年8月30日原子力安全委員会)
・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和 57 年 1 月 28 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂)	・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和 57 年 1 月 28 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂)
<ul><li>・平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号</li></ul>	<ul><li>・平成12年5月31日建設省告示第1454号</li></ul>
・JIS B 8501-1962 石油貯ソウの構造(全溶接鋼製)	・JIS B 8501-1962 石油貯ソウの構造(全溶接鋼製)
・JIS B 1051-2014 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 一強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト―並目ね じ及び細目ねじ	・JIS B 1051-2014 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 一強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト―並目ね じ及び細目ねじ
<ul><li>・熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差(JIS G 3192- 2008)</li></ul>	・熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差(JIS G 3192- 2008)
・JIS B 1198-1995 「頭付きスタッド」	・JIS B 1198-1995 「頭付きスタッド」
・JIS G 5121(1980) ステンレス鋼鋳鋼品	・JIS G 5121(1980) ステンレス鋼鋳鋼品
・JIS Z 9125(2007)屋内作業場の照明基準	・JIS Z 9125 (2007) 屋内作業場の照明基準
・日本産業規格 (JIS) <sup>(注1)</sup>	・日本産業規格 (JIS)

変更前	変更後
・JIS B 8243(1977) 圧力容器の構造	・JIS B 8243(1977) 圧力容器の構造
・JIS B 8265 (2003) 圧力容器の構造-一般事項	・JIS B 8265 (2003) 圧力容器の構造-一般事項
・日本工業規格 JIS B 8210-1994「蒸気用及びガス用ばね安全弁」	・日本工業規格 JIS B 8210-1994「蒸気用及びガス用ばね安全弁」
・JIS B 0203(1999) 「管用テーパねじ」	・JIS B 0203(1999) 「管用テーパねじ」
・JIS K 6379 液圧用繊維補強ゴムホース	・JIS K 6379 液圧用繊維補強ゴムホース
<ul><li>JIS G 3429 高圧ガス容器用継目無鋼管</li></ul>	・JIS G 3429 高圧ガス容器用継目無鋼管
・JIS K 6349 液圧用の鋼線又は繊維補強ゴムホース	・JIS K 6349 液圧用の鋼線又は繊維補強ゴムホース
• JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品	• JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品
• Pipe Flanges and Flanged Fittings (ASME B16.5-2009)	• Pipe Flanges and Flanged Fittings (ASME B16.5-2009)
・JSME S NC1-2005/2007(発電用原子力設備規格 設計・建設規格)	・JSME S NC1-2005/2007(発電用原子力設備規格 設計・建設規格)
・JSME S NB1-2007 発電用原子力設備規格 溶接規格	・JSME S NB1-2007 発電用原子力設備規格 溶接規格
	• JSME S NB1-2012/2013 発電用原子力設備規格 溶接規格

# 変更前 変更後 ・JSME S NC1-2001/JSME S NC1-2005 【事例規格】発電用原子力 ・JSME S NC1-2001/JSME S NC1-2005 【事例規格】発電用原子力 設備における応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮(NC-CC-設備における応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮(NC-CC-002) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 002) 発電用原子力設備規格 設計·建設規格 ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力度編 ·原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類·許容応力度編 (TEAG4601·補-1984) ((社) 日本電気協会) (TEAG4601·補-1984)((社)日本電気協会) ·原子力発電所耐震設計技術指針 TEAG4601-1987((社)日本電気協 ·原子力発電所耐震設計技術指針 TEAG4601-1987((社)日本電気協 슾) 슾) ・原子力発電所耐震設計技術指針 IEAG4601-1991 追補版 ((社) 日 ・原子力発電所耐震設計技術指針 IEAG4601-1991 追補版 ((社) 日 本電気協会) 本電気協会) ·原子力発電所耐震設計技術規程(IEAC4601-2008)(注2) ・原子力発電所耐震設計技術規程(TEAC4601-2008) ・「原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998」 ·「原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998」 (社) 日本電気協会 (社) 日本電気協会 ・十木学会 2002 年 コンクリート標準示方書【構造性能照査編】 ・十木学会 2002 年 コンクリート標準示方書【構造性能照査編】 ・土木学会 2005 年 原了力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能 ・土木学会 2005 年 原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能 照査指針マニュアル 照査指針マニュアル ·新版機械工学便覧(1987年4月日本機械学会編) ·新版機械工学便覧(1987年4月日本機械学会編)

変更前	変更後
・鋼構造設計規準 SI 単位版 (2002 年日本建築学会)	·鋼構造設計規準 SI 単位版 (2002 年日本建築学会)
・道路橋示方書(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)・同解説((社)日本道路協 会,平成14年3月)	・道路橋示方書(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)・同解説((社)日本道路協 会,平成14年3月)
・各種合成構造設計指針・同解説((社)日本建築学会,2010年11月)	・各種合成構造設計指針・同解説((社) 日本建築学会,2010年11 月)
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 一許容応力度設計法ー ((社)日本建築学会、1999)	・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 一許容応力度設計法ー ((社)日本建築学会、1999)
・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建 築学会、2005)	・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建 築学会、2005)
・鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会,2005年9月改定)	·鋼構造設計規準-許容応力度設計法-((社)日本建築学会,2005年9月改定)
・日本建築学会「各種合成構造設計指針」設計式(AIJ式)	・日本建築学会「各種合成構造設計指針」設計式 (AIJ 式)
・2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省国土技術 政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所)	・2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省国土技術 政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所)
・「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号(平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正))	・「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25原院第1号(平成21年6月30日原子力安全・保安院一部改正))

変更前	変更後
・各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計 計指針・解説 資料5 金属拡張アンカーボルトの設計	・各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 資料5 金属拡張アンカーボルトの設計
・各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 4.5 接着系アンカーボルトの設計	・各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 4.5 接着系アンカーボルトの設計
· 米国 REGULATORY GUIDE (RG) 1.92 "COMBINING MODAL RESPONSES AND SPATIAL COMPONENTS IN SEISMIC RESPONSE ANALYSIS"「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」	・米国 REGULATORY GUIDE (RG) 1.92 "COMBINING MODAL RESPONSES AND SPATIAL COMPONENTS IN SEISMIC RESPONSE ANALYSIS" 「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」
・建築物荷重指針・同解説((社) 日本建築学会、2004 改定)	・建築物荷重指針・同解説((社) 日本建築学会、2004 改定)
・鋼構造塑性設計指針((社) 日本建築学会、2010 改定)	· 鋼構造塑性設計指針 ((社) 日本建築学会、2010 改定)
・クレーン構造規格	・クレーン構造規格
・鉄骨柱脚部の力学性状に関する実験的研究(軸圧縮力と曲げモーメントを受ける場合)(日本建築学会(1982年))	・鉄骨柱脚部の力学性状に関する実験的研究(軸圧縮力と曲げモーメントを受ける場合)(日本建築学会(1982年))
・入門・建物と地盤との動的相互作用(日本建築学会)	・入門・建物と地盤との動的相互作用(日本建築学会)
・道路橋示方書・同解説V耐震設計編、平成 24 年 3 月	・道路橋示方書・同解説V耐震設計編、平成 24 年 3 月

変更前	変更後
・「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室)	・「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室)
・「原田和典、建築火災のメカニズムと火災安全指針」(平成 19 年 12 月 25 日財団法人 日本建築センター)	・「原田和典、建築火災のメカニズムと火災安全指針」(平成 19 年 12 月 25 日財団法人 日本建築センター)
・「伝熱工学」(2012年7月4日 第9刷 東京大学出版会)	・「伝熱工学」(2012年7月4日 第9刷 東京大学出版会)
・鋼構造接合部設計指針((社)日本建築学会、2012 改定)	・鋼構造接合部設計指針((社)日本建築学会、2012 改定)
・発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の 解釈について	・発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の 解釈について
・液状化対策工法 地盤工学会 (2004)	・液状化対策工法 地盤工学会 (2004)
・電気規格調査会標準規格 JEC-2130(2000)構造-一般事項	・電気規格調査会標準規格 JEC-2130(2000)構造-一般事項
・ドイツ工業 (DIN) 規格	・ドイツ工業(DIN)規格
• DIN1693 CAST IRON	· DIN1693 CAST IRON
・道路橋示方書・同解説(I 共通編、IV下部構造編)(社団法人日本道路協会 平成14年3月)	・道路橋示方書・同解説(I 共通編、IV下部構造編)(社団法人日本道路協会 平成14年3月)
・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格	・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格

変更前	変更後
((社) 日本機械学会、2003)	((社) 日本機械学会、2003)
・発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 I 編軽水炉規格〉 JSME S NC1-2012」(日本機械学会)	・発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版) 〈第 I 編 軽水炉規格〉 JSME S NC1-2012」 (日本機械学会)
	・JSME S NJ1-2012 発電用原子力設備規格 材料規格
	・JSME S NA1-2012/2013/2014 発電用原子力設備規格 維持規格
・機械工学便覧「材料力学」	•機械工学便覧「材料力学」

- (注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「日本工業規格 (JIS)」と記載
- (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし

上記の他「原子力発電所の火山影響評価ガイド」、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第 13061912 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会制定))原子力規制委員会」、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061911 号原子力規制委員会決定(改正 平成 26 年 9 月 17 日原規技発第 1409172 号原子力規制委員会決定))」、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月 24 日原規技発第 1310241 号原子力規制委員会)」、「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

なお、表1については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画による。

変更前	変更後
第2章 個別項目 原子炉冷却系統施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のと おり。	
・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和 45 年 9 月 3 日 通商産業省告示第 501 号)	
・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和 55 年通商産業 省告示第 501 号、最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示第 277 号)	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)	変更なし
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 29 年 11 月 29 日原規技発第 1711293 号)	
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)	
・JIS G 3557「一般用ステンレス鋼ワイヤーロープ」(2004)	
・「JIS G 3192:2014 熱間圧延形鋼の形状,寸法,質量及びその許容差」	

変更前	変更後
・JIS G 3549 構造用ワイヤロープ	
・JIS B 2809 ワイグリップ	
・「JIS G 3136:2012 建築構造用圧延鋼材」	
・「JIS G 3352:1971 デッキプレート」	
・「JIS G 3112:2010 鉄筋コンクリート用棒鋼」	
・日本産業規格 (JIS) <sup>(注1)</sup>	
・JIS B 8243(1977) 圧力容器の構造	変更なし
・JIS B 8265 (2003) 圧力容器の構造-一般事項	
・JIS G 3457 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	
・JIS K 6771 軟質ビニル管	
・JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管	
・JIS K 7012 ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽	
・配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針 (JSME S 017-2003)	

変更前	
・JSME S 012-1998 配管内円柱状構造物の流力振動評価指針 ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S	
NC1-2001) ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S	
NC1-2005)  ・JSME S NC1-2005/2007(発電用原子力設備規格 設計・建設規格)	
・発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC-2007 ・発電用原子力設備規格 維持規格 (JSME S NA1-2008)	変更なし
•原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会)	
・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力度編 (JEAG4601・補-1984)((社)日本電気協会)	
<ul> <li>原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会)</li> <li>「原子力発電所配管破損防護設計技術指針 JEAG4613-1998」(社)</li> </ul>	
日本電気協会	

変更前		
・土木学会 2002 年 コンクリート標準示方書【構造性能照査編】		
・土木学会 2005 年 原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照 査指針マニュアル		
・「動的繰返し大変形を受ける溶接鋼構造物の脆性破壊性能評価方 法」((社) 日本溶接協会、2003 制定、WES 2808:2003)		
・「建築物荷重指針・同解説」(社) 日本建築学会(2015)		
・NEI 07-13 Rev8P「Methodology for Performing Aircraft Impact Assessments for New Plant Designs」(「新プラント設計に対する 航空機衝突評価を実施するための手法」)	変更なし	
・土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案) (建設省河川局砂防部砂防課(平成 11 年 4 月))		
・国土技術政策総合研究所資料 砂防基本計画策定指針(土石流・流 木対策編)解説 (国土交通省 国土技術政策総合研究所,国総研資料第364号、平成 19年3月)		
・建設省河川砂防技術基準(案)同解説(設計編 I )(建設省河川局 監修 (社)日本河川協会)		

,		
変更前	変更後	
・道路橋示方書・同解説 (I共通編、IV下部構造編) (社団法人日本		
道路協会 平成14年3月)		
・港湾の施設の技術上の基準・同解説((社) 国土交通省港湾局,		
2007 年版)		
・小規模吊橋指針・同解説(社)日本道路協会(2008)		
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会、2010		
改定)		
<ul><li>・国土技術政策総合研究所資料 土石流・流木対策設計技術指針解説</li></ul>		
(国土交通省 国土技術政策総合研究所,国総研資料第365号、平成	変更なし	
19年3月)		
・ISES7607-3「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その3 ミ		
サイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」(昭		
和 51 年 10 月 高温構造安全技術研究組合)		
・「ステンレス鋼便覧―第 3 版―」(平成 7 年 1 月 24 日 ステンレス		
協会)		
• Wichman, K.R. et al, :Local Stress in Spherical and		
Cylindrical Shells due to External Loadings, Welding		
Research Council bulletin, March 1979 revision of WRC		

変更前	変更後	
bulletin 107/August 1965.		
•Bijlaard, P.P. :Stresses from Radical Loads and External		
Moments in Cylindrical Pressure Vessels, The Welding		
Journal, 34(12), Research Supplement, 1955.		
・建築物の構造関係技術基準解説書(2007)		
・「タービンミサイル評価について(昭和52年7月20日原子炉安全		
専門審査会)」		
・発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解		
釈について	変更なし	
· Design Basis for Protection of Light Water Nuclear Power		
Plants Against the Effects of Postulated Pipe Rupture		
(ANSI/ANS-58. 2-1988)		
1000 日本株本		
・1999 日本機械学会蒸気表		
・実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂		
その他の欠陥の解釈		
・高サイクル熱疲労に係る評価および検査に対する要求事項について		
(平成 19·02·15 原院第 2 号)		

変更前	変更後	
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気		
事業法に基づく定期事業者検査の実施について(平成 17・12・22 原		
院第6号)		
・【事例規格】過圧防護に関する規定(NC-CC-001)」		
・JIS G 5121(1980) ステンレス鋼鋳鋼品		
	変更なし	
・JIS B 1051-2014 炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—		
強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込みボルト―並目ねじ及		
び細目ねじ		
・「コンクリート標準示方書 設計編」((社) 土木学会、2007 改定)		
・道路橋示方書・同解説 ((社) 日本道路協会、平成14年3月)		
・杭基礎設計便覧 ((社) 日本道路協会、平成 18 年度改訂版)		
・グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 ((社) 地盤工学会		
平成 24 年 5 月)		
・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8		
月 30 日原子力安全委員会)」		

(注 1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「日木工業規格 (JIS)」と記載

12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法

原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法は、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。

変更前

変更後

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の 方法として、原子炉設置(変更)許可を受けた事項、及び「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するため の設計(基本設計方針及び要目表)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手 順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。

これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。

#### 1. 工事の手順

1.1 上事の手順と使用前事業者検査

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図1に示す。

1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 2 に 示す。

変更なし

- 1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査 燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図3に示す。
- 2. 使用前事業者検査の方法

構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図1、図2及び図3のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。

また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて立会、抜取り立会、記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め実施する。

#### 変更前 変更後 2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査 2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査 構造、強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき、表 1 に示す検査 を実施する。 表1 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体を除く)※1 検査項目 検査方法 判定基準 材料検査 設工認のとおり 使用されている材料の化学成 「設計及び工事に であること、技 分、機械的強度等が工事計画の 係る品質マネジメ とおりであることを確認する。 術基準に適合す るものであるこ ントシステム に記 載したプロセスに 寸法検査 主要寸法が工事計画のとおり 設工認に記載さ であり、許容寸法内であること れている主要寸 より、当該工事にお を確認する。 法の計測値が、 許容寸法を満足 ける構造、強度又は すること。 漏えいに係る確認 外観検査 有害な欠陥がないことを確認 健全性に影響を する。 及ぼす有害な欠 事項として次に掲 陥がないこと。 げる項目の中から 組立て状態並びに据付け位置 組立て及び据 設工認のとおり 付け状態を確 及び状態が工事計画のとおり に組立て、据付 抽出されたもの。 認する検査 であることを確認する。 けされているこ • 材料検査 変更 (据付検査) 評価条件、手順等が工事計画の 設工認のとおり 状態確認検査 なし 寸法検査 とおりであることを確認する。 であること。 • 外観検査 技術基準の規定に基づく検査 耐圧検査※2 検査圧力に耐 え、かつ、異常のないこと。 圧力で所定時間保持し、検査圧 ・組立て及び据付 力に耐え、異常のないことを確 け状態を確認す 認する。耐圧検査が構造上困難 な部位については、技術基準の る検査(据付検 規定に基づく非破壊検査等に より確認する。 查) 漏えい検査※2 耐圧検査終了後、技術基準の規 著しい漏えいの · 状態確認検査 定に基づく検査圧力により漏 ないこと。 ·耐圧検査 えいの有無を確認する。なお、 漏えい検査が構造上困難な部 ・漏えい検査 位については、技術基準の規定 に基づく非破壊検査等により • 原子炉格納施設 確認する。 が直接設置され 地盤の地質状況が、原子炉格納 原子炉格納施 設工認のとおり 設が直接設置 施設の基盤として十分な強度 であること。 る基盤の状態を される基盤の を有することを確認する。 確認する検査 状態を確認す

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

る検査

する検査

建物・構築物

の構造を確認

建物・構築物の

構造を確認す

る検査

※2:耐圧検査及び漏えい検査の方法について、表1によらない場合は、基本設計方針

主要寸法、組立方法、据付位置

及び据付状態等が工事計画の

とおり製作され、組み立てられ

ていることを確認する。

設工認のとおり

であること。

の共通項目として定めた「耐圧試験等」の方針によるものとする。

変更前変更後

# 2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。

# (1) あらかじめ確認する事項

次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2007) 又は (JSME S NB1-2012/2013)」(以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準に従い、表2-1、表2-2に示す検査を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。

- ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通商産業省令第81号)第2条に基づき、通商産業大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。
- ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備 技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。

変更なし

- ① 溶接施工法に関すること
- ② 溶接士の技能に関すること

なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されている ものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表 2-1、表 2-2 に示す検査は要さ ないものとする。

- ① 溶接施工法に関すること
  - ・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき 国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。
  - ・ 平成 12 年 7 月 1 日から平成 25 年 7 月 7 日に、電気事業法に基づく溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。
  - ・平成25年7月8日以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。
  - ・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受 けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受

けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。

# ② 溶接士の技能に関すること

- ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、 技術基準解釈別記-5 に示されている溶接士が溶接を行う場合。
- ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別 記-5の有効期間内に溶接を行う場合。

表 2-1 あらかじめ確認すべき事項(溶接施工法)

検査項目	検査方法及び判定基準
溶接施工法の 内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認 する。
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等 が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認する。
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。
溶接後 熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合して いることを確認する。
浸透探傷試験 確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に おける開口した欠陥の有無を確認する。
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靭性等の機械的性質を確認するため、継手 引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法 により目視検査及びのど厚測定により確認する。
(判定) **1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。

※1:()は検査項目ではない。

変更なし

変更後

	変更前	変更後
	表 2-2 あらかじめ確認すべき事項(溶接士)	
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内 容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその者が行 う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中 確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷 試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験 確認	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。	
断面検査 確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法に より目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定) *1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認され た場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	変更なし

※1:() は検査項目ではない。

(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項

発電用原子炉施設のうち技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及 び第55条第7号の主要な耐圧部の溶接部について、表3-1に示す検査を行う。

また、以下の①又は②に限り、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対し てテンパービード溶接を適用することができ、この場合、テンパービード溶接方 法を含む溶接施工法の溶接部については、表 3-1 に加えて表 3-2 に示す検査を実 施する。

- ① 平成19年12月5日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶 接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
- ② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要と して適合性が確認された溶接施工法
  - ・平成 12 年 6 月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令 (昭和 45 年通商産業省令第 81 号) 第 2 条に基づき、通商産業大臣の許可 を受けた特殊な溶接方法
  - ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設 備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法

	変更前
表 3-1	主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項
検査項目	検査方法及び判定基準
適用する溶接施工法、 容接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、表 2-1 及び表 2-2 に 示す適合確認がなされていることを確認する。
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを 確認する。
<b>期先検査</b>	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に 適合するものであることを確認する。
容接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが 確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているか を確認する。
<b>熟処理検査</b>	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準 に適合するものであること、また、あらかじめの確認において 技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲に より実施しているかを確認する。
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が 技術基準に適合するものであることを確認する。
幾械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が 技術基準に適合するものであることを確認する。
耐圧検査 <sup>※ 1</sup>	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。
(適合確認)※2	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが 確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとす る。

として定めた「材料及び構造等」の方針によるものとする。

※2:() は検査項目ではない。

変更前				変更後		
表 3-2 溶接施工した構造物に対して確認する事項 (テンパービード溶接を適用する場合)						
検査 項目	検査方法及び判定基準				バタリング 材の溶接	
材料	1. 中性子照射 10 <sup>19</sup> nvt 以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料 の銅含有量は、0.10%以下であることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検査	2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	1. 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。	適用	適用	適用	適用	
	2. 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処理が不要な溶接方法を適用した経歴を有していないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	
開	3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
先	4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。	適用	_	適用	_	
検	5. 個々の溶接部の面積は650cm <sup>2</sup> 以下であることを確認する。	適用	_	適用	_	
査	6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	_	適用	_	_	
	7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	_	_	適用	_	
	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。					
	1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認する。					変更
	①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていることを確認する。	適用	適用	適用	適用	なし
溶接作	②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部(1層目溶接による粗粒化域)が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層月溶接端の距離が1mmから5mmの範囲であることを確認する。	適用	_	適用	_	
業	③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
査	<ul><li>①当該施工法にパス問温度が規定されている場合は、温度制限を満足していることを確認する。</li></ul>	適用	適用	適用	適用	
	⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と 保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。	適用	_	適用	_	
	⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用	_	適用	_	
	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。					
	1.1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	_	-	_	
	2. 溶接終「後の試験は、次によることを確認する。					
非	①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施 していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
破壊	②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透 探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検   査	③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	-	適用	適用	_	
	④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探 傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	_	-	_	
	⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	_	_	-	適用	
	3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	

# 変更前変更前

# 2.1.3 燃料体に係る検査

燃料体については、以下(1)~(3)の加工の工程ごとに表 4 に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。

- (1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る 試験をすることができる状態になった時
- (2) 燃料要素の加工が完了した時
- (3) 加工が完了した時

また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。

表 4 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体) \*1

横 香項目		横香方法	判定基準	
D/22 2/1/	t t tot to t	DCIII. 3 III.	刊化基毕	
(1) 燃料材、燃料被覆材その 他の部品の化学成分の分 析結果の確認その他これ らの部品の組成、構造又は	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画 のとおりであることを確認する。		変更なし
強度に係る検査	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおり		3
(2) 燃料要素に係る次の検		であり、許容寸法内であるこ とを確認する。		
査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確 認する。		
三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査	表面汚染 密度検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。	設工認のとおりであること、技術基準	
六 漏えい検査(この表の (3) 三に掲げる検査が 行われる場合を除く。)	溶接部の 非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査 等により確認する。	に適合するも のであるこ と。	
(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。		
- 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査(この表の	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおり であり、許容値内であること を確認する。		
(2) 六に掲げる検査が 行われる場合を除く。) 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計 画のとおりであり、許容値内 であることを確認する。		
NAZ	A 111 (1-27 1 1 42 1			

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

# 2.2 機能又は性能に係る検査

機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。

ただし、表1の表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表5、表6 又は表7の表中に示す検査を表1の表中に示す検査に替えて実施する。

また、改造、修理又は取替の工事であって、燃料体を挿入できる段階又は臨界反応操作を開始できる段階と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了時として実施することができる。

構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合は、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。

# 2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったとき表 5 に示す検 査を実施する。

表 5 燃料体を挿入できる段階の検査※1

変更なし

検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉に燃料	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあた	原子炉に燃料体を
体を挿入した状態に	り、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に	挿入するにあた
おいて必要なものを	係る機能又は性能を試運転等により確認す	り、確認が必要な
確認する検査及び工	るほか、発電用原子炉施設の安全性確保の	範囲について、設
程上発電用原了炉に	観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入し	工認のとおりであ
燃料体を挿入する前	た状態において必要な工学的安全施設、安	り、技術基準に適
でなければ実施でき	全設備等の機能又は性能を当該各系統の試	合するものである
ない検査	運転等により確認する。	こと。

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

### 2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査

発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき、表 6 に示す検査を実施する。

変更前	変更後

# 表 6 臨界反応操作を開始できる段階の検査\*\*1

検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉が臨界	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発	原子炉の臨界反応
に達する時に必要な	電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確	操作を開始するに
ものを確認する検査	認項目として、燃料体の炉内配置及び原子	あたり、確認が必
及び工程上発電用原	炉の核的特性等を確認する。また、工程上	要な範囲につい
子炉が臨界に達する	発電用原子炉が臨界に達する前でなければ	て、設工認のとお
前でなければ実施で	機能又は性能を確認できない設備につい	りであり、技術基
きない検査	て、機能又は性能を当該各系統の試運転等	準に適合するもの
	により確認する。	であること。

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

# 2.2.3 工事完了時の検査

全ての工事が完了したとき、表7に示す検査を実施する。

表 7 工事完了時の検査\*\*1

	7,5=7,7,5,=	
検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉の出力	工事の完了を確認するために、発電用原子	当該原子炉施設の
運転時における発電	炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等	供用を開始するに
用原子炉施設の総合	により、当該各系統の機能又は性能の最終	あたり、原子炉施
的な性能を確認する	的な確認を行う。	設の安全性を確保
検査、その他工事の完	発電用原子炉の出力を上げた状態における	するために必要な
了を確認するために	確認項目として、プラント全体での最終的	範囲について、設
必要な検査	な試運転により発電用原子炉施設の総合的	工認のとおりであ
	な性能を確認する。	り、技術基準に適
		合するものである
		こと。

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

### 2.3 基本設計方針検査

基本設計方針のうち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る 検査」では確認できない事項について、表8に示す検査を実施する。

表 8 基本設計方針検査

検査項日	検査方法	判定基準
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 1、表 5、表 6、表 7 では確認できない事項について、基本設計 方針に従い工事が実施されたことを工事中 又は工事完了時における適切な段階で確認 する。	

変更なし

# 2.4 品質マネジメントシステムに係る検査

実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため、表 9 に示す検査を実施する。

次 5 m 負 * イングントング/ ムに 床の便旦				
検査項目	検査方法	判定基準		
品質マネジメントシ	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及	設工認で示す「設		
ステムに係る検査	び工事に係る品質マネジメントシステム」	計及び工事に係る		
	に示すプロセスのとおり実施していること	品質マネジメント		
	を品質記録や聞取り等により確認する。こ	システム」及び「工		
	の確認には、検査における記録の信頼性確	事の方法」のとお		
	認として、基となる記録採取の管理方法の	りに工事管理が行		
	確認やその管理方法の遵守状況の確認を含	われていること。		
	む。			

表 9 品質マネジメントシステムに係る検査

変更なし

# 3. 工事上の留意事項

3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。

- a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。
- b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、 作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、 作業管理等の必要な措置を講じる。
- c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用 後の施設管理のための重要なデータを採取する。
- d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。
- e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。

変更後

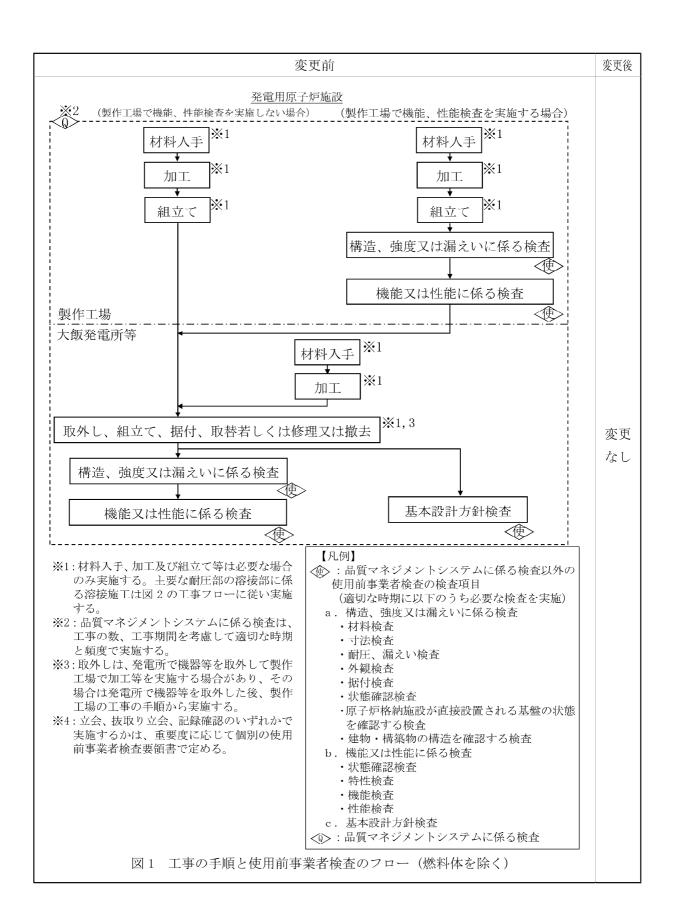
- f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。
- g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。
- h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー(燃料体を除く)」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。
- i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。

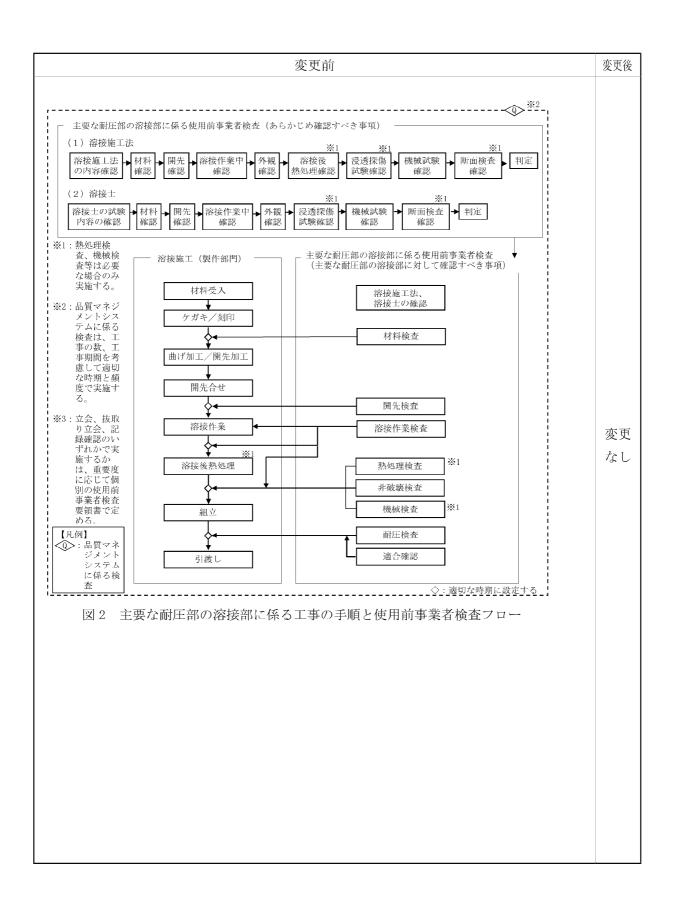
変更なし

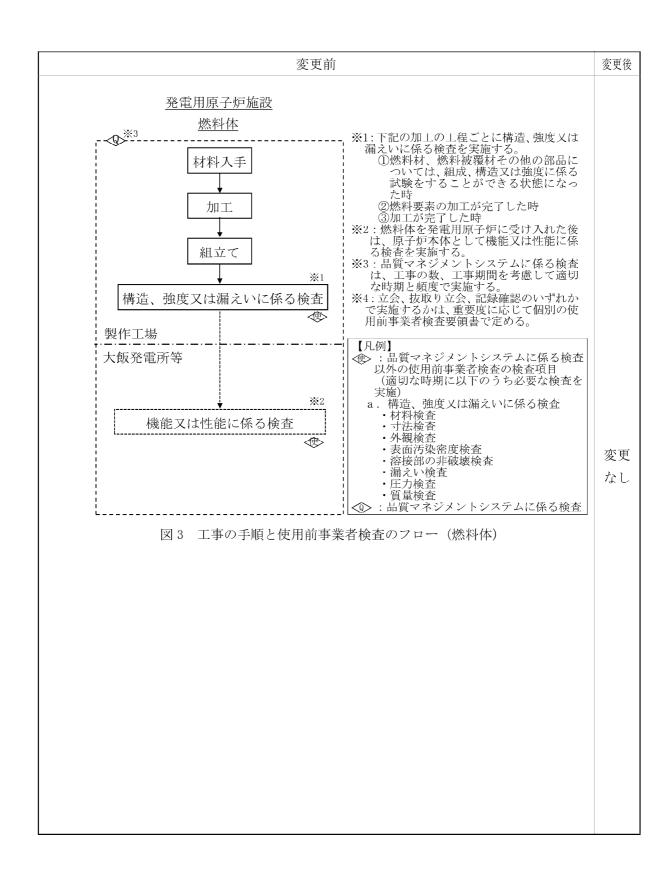
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項

燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。

- a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。
- b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。
- c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを 採取する。
- d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。
- e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。
- f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。
- g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。







# Ⅲ. 丁事工程表

今回の工事の工程は次のとおりである。

		年	202	0年		2021年	
	項	月目	11月	12月	1月	2月	3月
		現地工事期間					
原子炉冷却	199	構造、強度又は漏えいに 係る検査をすることがで きるようになった時	<b>※</b> 1	<b>%</b> 1	<b>%</b> 1		
系統施設		工事完了時の検査をする ことができるようになっ た時				<b>※</b> 1	<b>%</b> 1
		品質マネジメントシステ ムに係る検査をすること ができるようになった時				<b>※</b> 1	

※1:検査時期は工事の進捗により変更となる可能性がある。

#### IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「大飯発電所原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。) は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理 の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

#### 2. 適用範囲・定義

#### 2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、大飯発電所3号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

#### 2.2 定義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

# (1) 実用炉規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)をいう。

#### (2) 技術基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号)をいう。

# (3) 実用炉規則別表第二対象設備

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令 第 77 号) の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。

#### (4) 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

### 3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム

計画に基づき以下のとおり実施する。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。

設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。

- 3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査
- 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

設計・調達の管理に係るグレード分け (原子炉施設)

重要度**	グレードの区分
次のいずれかに該当する工事	
○クラス1の設備に係る工事	
○クラス2の設備に係る工事	Λ カラフ
・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要	Aクラス   又は
度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類	スは   Bクラス
○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分が	Dグ ノヘ
R3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」	
を除く設備に係る工事	
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

※:上記の「クラス1~3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1~3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

発電への	安全上の機能別重要度区分						
● 発電への ■ 影響度区分	クラス1		クラス2		クラス3		この他
於晉及四月 	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	その他
R1	A		В				
R2							
R3						С	

R1:その故障により発電停止となる設備

R2:その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R1を除く)

R3:上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

設計・調達の管理に係るグレード分け (原子炉施設のうち重人事故等対処施設)

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備(常設設備)	SA常設
○重大事故等対処設備 (可搬設備)	SA可搬(工事等含む) 又は SA可搬(購入のみ)

#### 3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の流れを第 3.2-1 図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-1 表に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第 3.2-1 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査 (以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。

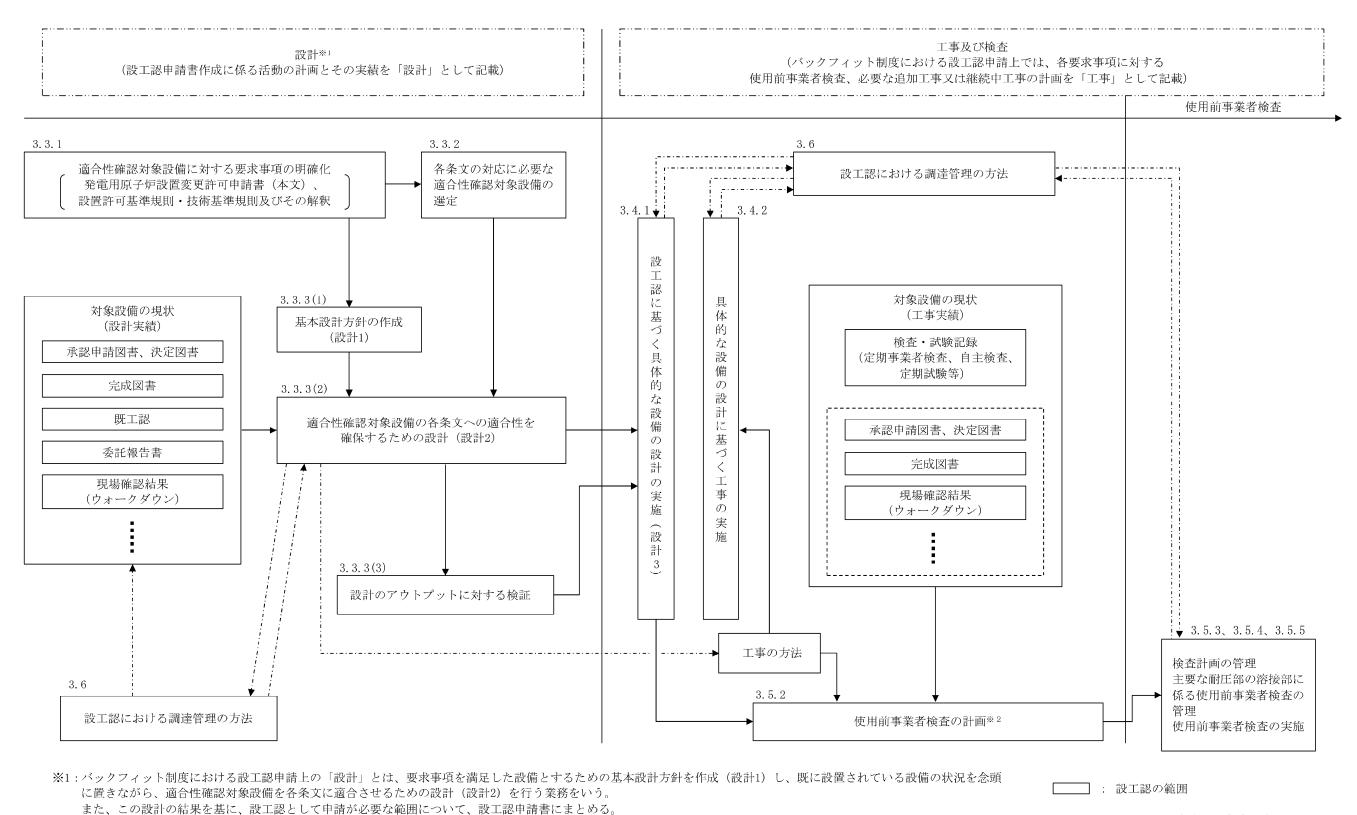
なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備 の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.3.3(1)基本設計方針の作成(設計1)」~「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

			保安規定品質マネ	
各段階			概 要	
	1	了权怕	計画の対応項目	
		設計に係る品質管	7.3.1 設計開発計	適合性を確保するために必要な設計
	3.3	理の方法	画	極古性を確保するために必要な設計     を実施するための計画
		適合性確認対象設	四 7.3.2 設計開発に	を実施するための計画   設計に必要な技術基準規則等の要求
	3. 3. 1	週行性性認対象設   備に対する要求事	1.3.2 設計開発に   用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求     事項の明確化
	3. 3. 1	燗に刈りる安水争   項の明確化	用いる間報	事項0.7971作化
		各条文の対応に必		技術基準規則等に対応するための設
	3. 3. 2	要な適合性確認対		投州
	J. J. Z	象設備の選定		加・奥角の加山
		基本設計方針の作	7.3.3 設計開発の	要求事項を満足する基本設計方針の
設	3.3.3(1)	成(設計1)	お果に係る情報 結果に係る情報	安不事項を個定りる基本設計力別の     作成
計	<b>※</b>	八人(以曰 1)	h 本に取る旧取	11-73
"'		適合性確認対象設	7.3.3 設計開発の	適合性確認対象設備に必要な設計の
	3. 3. 3(2)	備の各条文への適	結果に係る情報	実施
	*	合性を確保するた	MANUAL PIN SE HATIP	3472
		めの設計(設計2)		
		設計のアウトプッ	7.3.5 設計開発の	基準適合性を確保するための設計の
	3. 3. 3 (3)	トに対する検証	検証	妥当性のチェック
	3. 3. 4	設計における変更	7.3.7 設計開発の	設計対象の追加や変更時の対応
	*		変更の管理	
	0.4.4	設工認に基づく具	7.3.3 設計開発の	設工認を実現するための具体的な設
	3. 4. 1	体的な設備の設計	結果に係る情報	計
	<b>※</b>	の実施(設計3)	7.3.5 設計開発の	
		具体的な設備の設	検証	適合性確認対象設備の工事の実施
	3. 4. 2	計に基づく工事の	_	题 古性能的
	J. 4. Z	実施		
		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された設
		での確認事項		工認に記載された仕様及びプロセス
	3. 5. 1	C 12 PERIOD 1. X	_	のとおりであること、技術基準規則に
工				適合していること
事		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された設
及び	3. 5. 2	の計画		工認に記載された仕様及びプロセス
び 検			_	のとおりであること、技術基準規則に
恢				適合していることを確認する計画と
_ <del></del>				方法の決定
	3. 5. 3	検査計画の管理	_	使用前事業者検査を実施する際の工
	ა. ა. ა			程管理
	3. 5. 4	主要な耐圧部の溶		主要な耐圧部の溶接部に係る使用前
		接部に係る使用前	<del>_</del>	事業者検査を実施する際のプロセス
		事業者検査の管理		の管理
	3. 5. 5	使用前事業者検査	7.3.6 設計開発の	適合性確認対象設備が、認可された設
		の実施	妥当性確認	工認に記載された仕様及びプロセス
	-		8.2.4 機器等の検	のとおりであること、技術基準規則に
			查等 7.4 調味	適合していることを確認
調	2 6	設工認における調	7.4 調達	適合性確認に必要な、設計、工事及び
調達	3.6	達管理の方法	8.2.4 機器等の検 査等	検査に係る調達管理
				」 」で述べている「設計の久段陛における

※:「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



※2:条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む。)の決定とその実施を使用前事業者検査の計画と して明確にする。

第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ

-----▶ : 必要に応じ実施する業務の流れ

- 3.3 設計に係る品質管理の方法
- 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するため に必要な要求事項を明確にする。

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性 確認対象設備(運用を含む。)に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に 使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽 出する。

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成(設計1)

「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)

「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象 設備に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、設計 1 及び設計 2 の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。

# 3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響 を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計 3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用し

て実施する。

#### 3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかにより、設工認に基づく製品実現のための設備の具体的な設計(設計3)を実施する。

- ・自社で設計する場合
- ・「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する 箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計 3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計 3」を管理する場合

#### 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

#### 3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

# 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及び プロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の 項目について検査を実施する。

- ①実設備の仕様の適合性確認
- ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計 3)」及 び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を第 3.5-1 表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA 検査」という。)として実施する。

②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

#### 3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、 使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、 使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないこと を総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる 使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定 基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

### 3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理 する。

#### 3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを 踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び 監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実

施する。

# 3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された 仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を 実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
		設置要求	名称、取付箇	設計要求どおりの名称、取	据付検査
			所、個数、設置	付箇所、個数で設置されて	状態確認検査
			状態、保管状態	いることを確認する。	外観検査
		機能要求	材料、寸法、耐	要目表の記載どおりである	材料検査
			圧・漏えい等の	ことを確認する。	寸法検査
			構造、強度に係		建物・構築物構造検査
	設計要求		る仕様(要月		外観検査
			表)		据付検査
設備			系統構成、系統	実際に使用できる系統構成	状態確認検査
			隔離、可搬設備	になっていることを確認す	耐圧検査
			の接続性	る。	漏えい検査
			上記以外の所	日的とする機能・性能が発	特性検査
			要の機能要求	揮できることを確認する。	機能・性能検査
			事項		
		評価要求	解析書のイン	評価条件を満足しているこ	内容に応じて、評価条
			プット条件等	とを確認する。	件を設置要求、機能要
		安水	の要求事項		求の検査を適用
	運用要求		手順確認	(保安規定)	状態確認検査
運用				手順化されていることを確	
				認する。	

#### 3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

#### 3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

#### 3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

### 3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分け を適用する。

#### (1) 調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム 計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し、供給者 の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達製品の管理」参照)

調達を主管する箇所の長は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

# (2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

### (3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を 満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

#### 3.6.4 請負会社他品質監查

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

### 3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

#### 3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、 保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切 に管理する。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査 に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合に おいて、適用可能な図書として扱う。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、 (2)を用いて実施する。

### 3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・ 検証及び識別等の管理を実施する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

# 3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

4	商合性確認 <sup>3</sup>	计免型借	の協製	祭珊
4.			ひょがいって	官坪

適合性確認対象設備の工事は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

# V. 変更の理由

大飯発電所第3号機の第18回定期事業者検査として実施した超音波探傷検査において、加圧器スプレイラインの1次冷却材管台と加圧器スプレイ配管の溶接部付近に有意な指示が認められ、加工硬化に起因する応力腐食割れと推定されることから、長期信頼性確保の観点から予防保全として当該箇所の取替えを行う。

なお、PWRの1次系高温環境下において、機械加工により形成された表層(シンニング部)の硬化層により応力腐食割れが発生する可能性があることから、加工硬化の低減を図る加工方法またはバフ研磨による表層の引張残留応力の改善を図る手法を用いる。